

第4期行財政改革推進プログラム

**平成20年度
実施計画・実績**

**平成21年6月
秋 田 県**

目 次

■ 目標達成状況一覧表	1
-------------------	---

I 財政運営システム改革

1 選択と集中による事業の抜本的な見直し	8
1. (1) 全事業のゼロベースからの見直し	
2. (2) 重複・類似事業の整理統合	
2 歳出の更なる見直し	12
3. (1) 人件費の縮減	
4. (2) 県債発行の抑制	
5. (3) 県単独補助金の廃止・縮減	
6. (4) 病院・大学等への繰出金等の縮減	
7. (5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	
8. (6) 投資事業の重点化	
9. (7) 一層の事業コストの削減	
10. (8) 予算執行段階の経費削減	
11. (9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	
3 歳入の確保対策	23
12. (1) 県税の収入率の向上	
13. (2) 未収金の解消による収入の確保	
14. (3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保	
15. (4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保	
16. (5) 企業広告の活用	
17. (6) 基金等の活用	
18. (7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保	
19. (8) 地方財政基盤の強化に向けた取組	
4 公会計改革の推進	33
20. (1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	
21. (2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	

II 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制	35
22. (1) 職員数の更なる縮減	
23. (2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備	
24. (3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化	
25. (4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備	
26. (5) 県立病院の独立行政法人化の推進	
27. (6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進	
28. (7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・ 効果的な事業の推進	
29. (8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立	
30. (9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	

2 知事部局以外の機関の改革	44
31. (1) 教育委員会の改革	
32. (2) 警察本部の改革	
33. (3) 各種行政委員会の改革	
34. (4) 議会事務局の改革	
3 柔軟で効率的な行政システム	49
35. (1) 政策等評価制度の見直し	
36. (2) 電子自治体の一層の推進	
37. (3) I T活用による一層の効率化	
38. (4) 業務改善の継続的な取組	
4 職員の資質向上	54
39. (1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革	
40. (2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充	

III 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進	56
41. (1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進	
42. (2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
43. (3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	
44. (4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ	
2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大	61
45. (1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	
46. (2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり	
47. (3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	
48. (4) 県民全体で支える森づくりの推進	
49. (5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実	
50. (6) アウトソーシングの拡大	
3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用	68
51. (1) 公共施設の有効活用の推進	
52. (2) 自治研修所の有効活用	
53. (3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討	
4 県民視点、県民満足度向上の徹底	71
54. (1) 徹底した情報公開の推進	
55. (2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	
56. (3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	
57. (4) 適正な公共調達を行うための取組	
58. (5) 内部通報制度の充実	
59. (6) 職員の営利企業への再就職の制限	
5 第三セクターの徹底的な見直し	78
60. (1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
61. (2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	
62. (3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	

目標達成状況一覧表（総括表）

第4期行財政改革推進プログラムについては、改革の着実な推進を図るために、毎年度実施計画を策定し、当該年度の実施項目や取組目標を明らかにするとともに、計画の推進状況を取りまとめ、公表することとしています。

このたび、平成20年度実施計画の実績を取りまとめましたので、次のとおり報告します。

体系区分	改革項目数	実績			
		◎	○	△	×
Ⅰ 財政運営システム改革	21	15	3	2	1
		71.4%	14.3%	9.5%	4.8%
Ⅱ 行政運営システム改革	19	15	1	2	1
		78.9%	5.3%	10.5%	5.3%
Ⅲ 公共サービス改革	22	14	5	2	1
		63.6%	22.7%	9.1%	4.5%
総計	62	44	9	6	3
		71.0%	14.5%	9.7%	4.8%

※「実績」欄の表示

- ◎ = 目標を達成した項目（達成度100%以上）
- = 目標を概ね達成した項目（達成度80%以上～100%未満）
- △ = 目標の達成に一步およばなかった項目（達成度50%以上～80%未満）
- × = 目標を達成できなかった項目（0%～50%未満）

※ 達成度の低い項目 △ = 6項目

- ・ NO13 未収金の解消による収入の確保
- ・ NO15 県有資産の処分・貸付等による収入の確保
- ・ NO28 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進
- ・ NO31 教育委員会の改革
- ・ NO46 県民との協働を推進するための仕組みづくり
- ・ NO60 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

※ 達成度の低い項目 × = 3項目

- ・ NO16 企業広告の活用
- ・ NO25 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備
- ・ NO53 職員公舎・知事公舎のあり方検討

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
----	-------	-----	----	----	--------	------

I 財政運営システム改革

1	全事業のゼロベースからの見直し	収支不足額（当初予算）（億円）	△ 148	△ 148	100.0	◎
		収支不足額（決算）（億円）	△ 80	0	200.0	
		主要基金残高（決算）（億円）	250	376	150.4	
		歳出削減目標（一般財源）（億円）	270	270	100.0	
		政策経費に占める重点事業の割合（当初予算）（%）	14.6	14.6	100.0	
2	重複・類似事業の整理統合	総事業件数（件）	1,500	1,437	104.4	◎
3	人件費の縮減	給与カットを含めた人件費（億円）	1,551	1,544	107.4	◎
4	県債発行の抑制					○
5	県単独補助金の廃止・縮減	補助金の縮減額（増額分を除く）（億円）	△ 70	△ 70	100.0	◎
6	病院・大学等への繰出金等の縮減	病院への繰出金（百万円）	3,076	3,076	100.0	◎
		大学への運営費交付金等（百万円）	5,184	5,184	100.0	
7	県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	県有建築物のエネルギー使用量（%）	99	97.0	300.0	◎
		県有建築物の維持管理業務委託費（百万円）	2,178	2,033	759.1	

*

*

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
8	投資事業の重点化	投資事業費（当初予算）（億円）	1,169	1,169	100.0	◎
9	一層の事業コストの削減	秋田スペックの適用工事割合（%）	30	38.6	128.6	○
		設計VE実施件数（件）	20	8	40.0	
10	予算執行段階の経費削減	収支不足額（当初予算）（億円）	△ 148	△ 148	100.0	◎
		収支不足額（決算）（億円）	△ 80	0	200.0	
11	国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進					◎
12	県税の収入率の向上	県税収入率（%）	97.70	97.46	99.8	○
13	未収金の解消による収入の確保	未収金の回収額（百万円）	150	87	58.0	△
14	使用料・手数料の見直しによる収入の確保	使用料等の見直し件数（件）	20	32	160.0	◎
15	県有資産の処分・貸付等による収入の確保	県有資産の売却額（百万円）	300	392	130.7	△
		売却処分可能資産のリストアップ（不動産証券化）（件）	1	0	0.0	
16	企業広告の活用	県有建築物を活用した企業広告数（新規分）（箇所）	3	0	0.0	×
		印刷物・ホームページによる企業広告の募集（新規分）（件）	5	2	40.0	
		ネーミングライツ件数（新規分）（箇所）	1	0	0.0	

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
17	基金等の活用					◎
18	ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保					◎
19	地方財政基盤の強化に向けた取組					◎
20	企業会計の視点による資産・債務の管理・改革					◎
21	連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合（%）	-	-	-	◎

II 行政運営システム改革

22	職員数の更なる縮減	知事部局の職員数（病院、県立大学、公営企業を除く）（人）	3,938	3,893	135.2	◎	*
23	政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備					◎	
24	産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化					◎	
25	市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備					×	
26	県立病院の独立行政法人化の推進					◎	
27	こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進					◎	
28	試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進					△	
29	庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立					◎	

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率 (%)	評価結果	
30	職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	知事部局及び各種委員会の班の数 (教育委員会除く) (班)	560	550	106.2	◎	*
31	教育委員会の改革	教職員定数 (人)	10,528	10,682	55.5	△	*
32	警察本部の改革					◎	
33	各種行政委員会の改革	事務局職員数 (人) (うち総務事務担当職員数)	43 (2)	42 (2)	150.0	◎	*
34	議会事務局の改革	事務局職員数 (人)	31	31	100.0	◎	*
35	政策等評価制度の見直し					◎	
36	電子自治体の一層の推進	電子申請・届出サービスの対象様式 数累計 (様式)	70	70	100.0	◎	
37	IT活用による一層の効率化	情報システム維持管理経費 (億円)	27	25	108.0	◎	
38	業務改善の継続的な取組					○	
39	職員の政策立案能力・業務遂行能力 の向上と意識改革	危機管理専門員の養成数 (人)	10	10	100.0	◎	
40	能力・実績を重視した人事・給与管理 の拡充					◎	

Ⅲ 公共サービス改革

41	市町村に対する更なる権限移譲の推進	権限移譲率 (%)	37.7	37.7	100.0	◎	
----	-------------------	-----------	------	------	-------	---	--

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率（%）	評価結果
42	県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	県観光施設の譲渡条件整理数（施設）	5	5	100.0	◎
		広域交流センターの譲渡実施施設数（施設）	—	1	—	
		社会福祉施設の譲渡実施施設数（施設）	—	—	—	
43	地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ					◎
44	新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ					◎
45	社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	NPOと企業・市町村との協働をテーマとしたワークショップの数（件）	1	4	400.0	◎
46	県民との協働を推進するための仕組みづくり	県とNPO等の協働増加件数（件）	10	11	110.0	△
		市町村における機能別分団・団員の制度導入（市町村）	7	2	28.6	
47	自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備					◎
48	県民全体で支える森づくりの推進					○
49	社会全体で支える子育て支援と教育の充実					◎
50	アウトソーシングの拡大	新規アウトソーシング業務数（件）	25	16	64.0	○
		新規指定管理者移行施設数（箇所）	2	2	100.0	
51	公共施設の有効活用の推進	親子が利用できるスペースや設備等の設置数の累計（箇所）	28	28	100.0	◎

目標達成状況一覧表（項目別）

（注）右欄外に「*」印を付した項目は、達成率を削減数に基づき算定している。

番号	改革項目名	指標名	目標	実績	達成率 (%)	評価 結果
52	自治研修所の有効活用	研修の開催回数（回） （うち民間研修）	130 (2)	149 (2)	114.6	◎
53	職員公舎・知事公舎のあり方検討	空き公舎戸数（戸）	45	99	48.6	×
54	徹底した情報公開の推進	行政資料登録数（件）	—	—	—	◎
55	新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	県の広報活動を評価する県民の割合（%）	66	60	90.9	○
56	審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	審議会等の統廃合数（件）	5	5	100.0	◎
57	適正な公共調達を行うための取組	総合評価落札方式適用工事割合（%）	30	29.3	97.7	○
		施工能力重視型入札実施件数（件）	5	3	60.0	
		建設コンサルタント業務の条件付き一般競争入札の実施割合（%）	20	29.6	148.0	
58	内部通報制度の充実					◎
59	職員の営利企業への再就職の制限					○
60	整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	第3次第三セクター整理合理化指針目標達成累計法人数（法人）	7	5	71.4	△
61	経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	人事交流実施法人数（法人）	10	12	120.0	◎
62	経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	顧客満足度調査を反映した取組を公表し、実施した法人の割合（%）	100	100	100.0	◎

I 財政運営システム改革

1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し

(1) 全事業のゼロベースからの見直し

		一連番号	1
所管部課	総務企画部 財政課	TEL	1104

1 計画の概要

平成19年度予算の歳入・歳出の全般にわたって、真に必要なか否か、効率的に行われているかなどの観点から抜本的に見直し、平成19年度当初予算の収支不足額を、平成20、21年度の2カ年で解消し、平成22年度以降は、収支をほぼ均衡させ、一定の基金残高を確保し、安定した財政運営ができる体制とします。また、この財政改革で既存事業の縮減を図りながら、本県の自立と発展に向けた政策経費を確保します。

2 具体的な取組結果

① 収支不足の改善

20年度当初予算では、収支不足を142億円改善
・収支不足額 H19当初△290億円 → H20当初△148億円

- 2カ年で集中的に取り組む財政改革の1年目として、20年度当初予算では19年度当初予算の収支不足額290億円を142億円改善し、148億円まで減少させました。
- 収支改善の当初目標額150億円には8億円及ばなかったものの、歳入減の中にあっても、ゼロベースからの見直しで歳出削減を図ることにより、重点施策の推進や社会保障経費の増にも対応しました。
- 歳入については、地方再生対策費の創設等により「地方交付税+臨時財政対策債」ではほぼ前年並みでしたが、県税、地方消費税清算金、国庫支出金（開発指定）等の減により、一般財源全体で約23億円の減となりました。
- 歳出については、人件費や事業経費などの縮減を図ることにより、一般財源で約270億円の縮減を図りました。
一方、重点施策の推進や社会保障関係経費が増加したことなどにより、一般財源で約105億円の増となりました。

【歳入減】	23億円	県税等の減
【歳出増加】	105億円	重点施策の推進、社会保障関係経費の増など
【歳出削減】	270億円	ゼロベースからの見直しによる縮減
【収支不足改善】	142億円	歳出削減270 - (歳出増105 + 歳入減23)

- 不足する148億円については、財政2基金の取り崩しで対応しました。

② 歳出の削減

19年度当初予算から270億円（一般財源ベース）を削減

・人件費	△91億円	・公債費	△26億円
・経常経費	△11億円	・政策経費	△142億円

- 人件費については、定員適正化による定員縮減分のほか、給与の臨時的抑制措置、退職者数の減などにより、91億円の減となりました。
- 公債費については、これまでの県債発行抑制によるもののほか、新たに創設された高金利分の借換制度を適用すること等により、26億円の減となりました。
- 経常経費については、庁費や施設維持管理経費などを原則として7%縮減することにより、11億円の減となりました。
- 政策経費については、社会保障関係経費や税関係交付金等の義務的経費以外の、県の判断で削減可能な経費（県単独補助金など）を中心にゼロベースからの見直しを行ったことにより、142億円の減となりました。
- 公共事業費については、県内経済に配慮し、19年度2月補正で前倒しした災害対策を含めた実質事業費ベースで前年度と同規模を確保しました。
 - ・事業費 H19当初1,011億円 → H20（H19.2月補正含む）1,013億円
（増減率 100.2%）

③ 「自立と発展」に向けた重点施策の推進

本県の自立と発展に向け、重点施策を積極的に推進

・政策予算に対する重点施策のシェア

H19当初 10.6% → H20当初 14.6%

- 社会保障関係経費が増加する中であっても、歳出の削減により、「自立と発展」に向けた重点施策のための政策経費を確保しました。
- 「選択と集中」の徹底を図ることにより、政策予算に対する重点施策の割合も増加しました。
- 特に、「産業振興・雇用の確保」、「教育・人づくり」、「地域医療の充実と環境対策」に重点的に予算配分しました。
 - ※重点施策 事業費377億円
 - 【ものづくり産業の振興による雇用の創出】 148億円
 - 【社会全体で支える子育て支援と教育の充実】 136億円
 - 【水と緑の秋田で育む心と体の健康づくり】 93億円

【更なる見直しに向けての取組】

- **スプリングレビューによる全事業の見直し**
経常経費、政策経費にかかる全事業について、これまでの部局主体の取組を生かし、効率性、必要性等の観点から部局が主体となってゼロベースから事業の見直し（一次見直し）を行いました。（5月～9月）
- **予算編成を通じた見直し**
各部局はスプリングレビューの取り組みを踏まえた予算要求を行うとともに、これを予算編成を通じてさらに精査（二次見直し）しました。（10月～1月）

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■収支不足額：当初予算ベース ：決算ベース	億円	目 標	△290	△148	△60	—
			—	△80	0	—
		実 績	(19年度)	△148	—	—
				0	—	—
		達成率		100.0%	—	—
				200.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■主要基金残高 (決算ベース)	億円	目 標	335	250	250	—
		実 績	(19年度)	376	—	—
		達成率		150.4%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■歳出削減目標 (一般財源ベース)	億円	目 標	—	270	125	—
		実 績		270	—	—
		達成率		100.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■政策経費に占める重点事業の割合 (当初予算ベース)	%	目 標	10.6	14.6	17.0	—
		実 績	(19年度)	14.6	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(2) 重複・類似事業の整理統合

一連番号 2

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 計画の概要

全事業を、休廃止を含めて整理統合し、事業効果を高めるとともに、全体経費を縮減します。

2 具体的な取組結果

平成20年度当初では、平成19年度当初の総事業数2,100件について、目的が類似しているもの等について整理統合を進め、全体経費が圧縮する中であっても、事業効果を高めるようにしました。

ソウル便対策、子育て支援対策において、部局間の整理統合を進めました。

整理統合を促進し、事業件数を19年度の7割程度まで縮減
H19当初 約2,100件 → H20当初 1,437件 (△663件)

【更なる整理統合に向けての取組】

○ スプリングレビューによる整理統合

経常経費、政策経費それぞれについて、部局が主体となって事業の整理統合を進めました。
(5月～9月)

○ 予算編成を通じた整理統合

各部局の整理統合案を精査するとともに、部局間の整理統合もあわせて検討しました。
(11月～1月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■総事業件数	件	目 標	2,100	1,500	1,000
		実 績	(19年度)	1,437	—
		達成率		104.4%	—

2 歳出の更なる見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号 3

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 計画の概要

定員適正化計画等の着実な推進により給与費を縮減するとともに、臨時的に給与カットを実施します。また、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行うとともに、旅費の見直しを行います。

2 具体的な取組結果

○ 給与費の縮減

平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向け、定員適正化計画に従い職員数の縮減による給与費の縮減に取り組みました。(平成20年度以降も継続)

更なる財政改革の一環として、給与の臨時的な減額を実施しました。

(平成19年11月～平成22年3月)

○ 各種手当等の見直し

平成22年度までの見直しに向け、住宅手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当については、他の地方公共団体の動向等について調査し、その廃止を含めて検討しました。

○ 管理職手当の見直し

新たに主幹の職に昇任する職員への管理職手当を廃止し、班長を兼ねる職員のみを支給することしました。(平成20年4月～)

○ 旅費の見直し

通勤区間と重なる旅費の減額調整を徹底するとともに(平成19年12月～)、日当の廃止や走行距離に応じた車賃など、より旅行実態に即した支給となるよう旅費制度を改正しました。(平成21年1月～)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	目 標	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■給与カットを含めた人件費	億円	目 標	1,645	1,551	1,561	1,573
		実 績	(19年度)	1,544	—	—
		達成率		107.4%	—	—

(2) 県債発行の抑制

一連番号 4

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 計画の概要

将来の財政負担を軽減するため、県債発行を抑制し、プライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制）を確保します。

2 具体的な取組結果

○ プライマリーバランスの確保（当初予算ベース）

将来の公債費負担軽減のため、県債発行額を当初予算の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制し、国の事情により発行せざるを得ない地方再生対策費分の臨時財政対策債42億円を除き、実質で7億円の黒字を確保しました。

公債費（元金償還額）760億円－県債発行額795億円＝△35億円

※地方再生対策費分の臨時財政対策債を除いた場合

公債費（元金償還額）760億円－県債発行額753億円＝7億円

(3) 県単独補助金の廃止・縮減

一連番号 5

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 計画の概要

福祉、産業、教育など、すべての分野の県単独補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から見直します。また、各種団体に対する運営費補助についても、例外なく見直しを行います。本県の自立と発展に向けて真に必要なものについては、財政改革で財源を確保し、対応していきます。

2 具体的な取組結果

すべての分野の県単独補助金（19年度当初380件、約370億円）について、ゼロベースから見直し、縮減を図るとともに、県民ニーズ等の観点から新設、増額が必要なものについては、積極的に対応しました。

見直しの分類	件数	増減
終期設定等により廃止	88件	△27億円
社会経済情勢や県民ニーズの変化等からの縮減	80件	△12億円
県と市町村、団体等との役割分担の観点からの縮減	34件	△3億円
対象を重点化することにより縮減	45件	△9億円
効率的な事業執行の観点から縮減	48件	△19億円
縮減額 合計		△70億円
・県民ニーズ等に対応して増額	85件	38億円
・県民ニーズ等に対応して新設	47件	13億円

【更なる縮減に向けての取組】

○ スプリングレビューによる取り組み

県単独補助金について、効率性、必要性等の観点から部局が主体となって見直し（一次見直し）を行いました。（5月～9月）

○ 予算編成を通じた見直し

各部局の見直し案を予算編成を通じてさらに精査（二次見直し）しました。（10月～1月）

○ 市町村や関係団体には、丁寧な説明・協議を行いました。（5月～1月）

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■補助金の縮減額（増額分を除く）	億円	目標	△70	△30	—
		実績	(19年度) △70	—	—
		達成率	100.0%	—	—

(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減

(県立病院)

一連番号 6
(1)

所管部課 健康福祉部 県立病院改革推進室 TEL 1 3 2 6
(21年度～ 医務薬事課)

1 計画の概要

脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの収益性の向上と経費の削減を図るため、「新中期経営計画」及び「経営改善アクションプラン」に基づき、計画的に経営改善を推進します。

2 具体的な取組結果

〈脳血管研究センター〉

- 外部講師による病院経営に関する研修会の開催（2月）
 - ・平成21年4月からの独立行政法人化に向けて、全職員（特にマネジメント層）を対象として「法人化後の病院経営」についての研修会を開催し、職員の経営意識の向上に努めました。
- リハビリ医療の提供（5月～）
 - ・脳卒中患者に対して急性期から回復期まで一貫したリハビリテーション医療を提供するため、回復期リハビリ病棟（38床）を開設し、365日の回復期リハビリ医療の実施等医療サービスの向上を図るとともに、収益拡大に努めました。
- 診療材料等の購入費の縮減（通年）
 - ・診療材料委員会において、病院で使用する診療材料の種類について定期的に見直すとともに、各病棟等における棚卸しを年1回から年2回に増やすなど、適正な在庫管理に努めました。
 - ・リハセンと共通する年間予定数量の多い医薬品と消耗品については、リハセンとの共同購入の拡大を図るため、購入リストを作成し共同購入品を見直すことにより、購入費の縮減に努めました。

〈リハビリテーション・精神医療センター〉

- 充実したリハビリ医療の確立（5月～）
 - ・患者の早期機能回復と在院日数の短縮を図るため、高密度毎日訓練（365日）を実施し、収益拡大に努めました。
- 病床利用率の向上（通年）
 - ・医療機関や福祉関連施設等との地域連携を進め、病床利用率の向上に努めました。
※ 平成19年度：80% → 平成20年度（2月現在）：84%
- 「病院機能評価 Ver 5.0」の受審のための準備（通年）
 - ・病院運営の改善点を明らかにし、医療の質・サービスの向上等を図るため、「病院機能評価 Ver 5.0」の受審（平成21年6月予定）に向け準備を進めました。
- 外部講師による病院経営に関する研修会の開催（2月）
 - ・平成21年4月からの独立行政法人化に向けて、全職員（特にマネジメント層）を対象として「法人化後の病院経営」についての研修会を開催し、職員の経営意識の向上に努めました。
- 外部専門家を含めた運営懇談会による経営評価の実施（3月）
 - ・運営懇談会において、中期計画に基づく取組み結果、決算等をもとに経営評価を実施しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■病院への繰出金	百万円	目 標	3,418	3,076	2,820	2,916
		実 績	(19年度)	3,076	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減

(公立大学法人)

一連番号 6
(2)

所管部課 学術国際部 学術国際政策課

TEL 1 2 2 4

1 計画の概要

公立大学法人である秋田県立大学及び国際教養大学に対して、一層の自主財源の確保及び施設運営方法の見直しを求め、県が支出する運営費交付金の縮減を行います。

2 具体的な取組結果

各大学に対し、自主財源の確保及び施設運営方法の見直しによるコスト削減を求め、県が支出する運営費交付金を縮減しました。

○ 自主財源の確保

《秋田県立大学》

- ・受託事業の収入 (20,830千円)
- ・受託研究費等外部資金の確保 (430,173千円)
- ・共同研究料の新規徴収 (共同研究員の受入に伴う諸費を企業から徴収 193千円)

《国際教養大学》

- ・受託事業の収入 (1,200千円)
- ・受託研究費等外部資金の確保 (13,384千円)
- ・命名権の導入については、施設の整備状況を踏まえ対象施設などについて検討

○ 施設運営方法の見直しによるコスト削減

《秋田県立大学》

- ・清掃、植栽管理、設備管理などの委託仕様の見直し

《国際教養大学》

- ・警備業務、清掃業務、寮管理業務、機器保守業務の契約方法の見直し
- ・学生の課外活動の範囲及び時間の徹底
- ・印刷料金が安価な機器の導入

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度	
■大学への運営費交付金等	百万円	目 標	5,401	5,184	縮減	—
		実 績	(19年度)	5,184	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化

一連番号 7

所管部課 出納局 公共建築物活用室

TEL 2744

1 計画の概要

県有建築物の光熱水費及び維持監理業務の基準等を定め、経費の削減に取り組むとともに県有建築物の一元的なメンテナンスを行います。

2 具体的な取組結果

○ 光熱水費等の適正化

- ・各施設のエネルギー使用量の調査、分析を行い使用量の多い施設の抽出を行いました。(10月)
- ・エネルギー使用量調査の結果、使用量の多い図書館、水産振興センターの電力契約方法の見直しを行わせました。(9月)結果、月50,000円程度の経費節減になりました。(12月末)
- ・経費節減対策の方策として、電力小売自由化、エスコ事業の検討を行いました。(12月)
この結果、電力小売自由化は業者数不足により競争性を確保できないため次年度において再検討することとしました。また、エスコ事業は、エネルギー使用量の多い「秋田ふるさと村、近代美術館」を、(財)省エネルギーセンターの「エスコ導入可能調査」に応募したところ採用され、調査、検討が行われました。(2月)
- ・庁舎の節電行動として、県庁舎内のエレベータ1機停止などの実践及び各施設へ節電行動の実践呼びかけを周知しました。(7月、9月)結果として、本庁舎、議会棟、第二庁舎、秋田地方総合庁舎の電気量を前年比4.2%、175,720kwhの節電を行いました。(12月末現在)

○ 維持管理業務委託の見直し

- ・各施設の維持管理業務委託契約状況を調査し、契約方法など分析を行いました。(10月)
- ・調査結果を踏まえ、自動ドア、昇降機の点検委託基準の考え方を取りまとめました。(11月)
- ・清掃など委託業務基準を作成しました。(2月)

○ 一元的なメンテナンスを行う体制

- ・県有建築物の維持管理業務を効率的・効果的に推進するため、「公共建築物活用室」を出納局に設置しました。(4月)
- ・県有建築物の維持管理を充実するため、建築基準法の定期点検の方法等を充実し、各施設、主管課と情報を共有することにより、効率的な維持管理体制としました。(7月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県有建築物のエネルギー使用量 (18年度を100とした場合)	%	目 標	100	99	95	93
		実 績	(18年度)	97	—	—
		達成率		300.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県有建築物の維持管理業務委託費	百万円	目 標	2,200	2,178	2,090	2,046
		実 績	(19年度)	2,033	—	—
		達成率		759.1%	—	—

(6) 投資事業の重点化

一連番号 8

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 計画の概要

総事業費の着実な縮減を継続するとともに、新規箇所を厳選するなど投資事業の重点化を図ります。「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の重点配分に努め、公共事業の質を高めることにより、社会資本整備の実質的向上を図ります。

2 具体的な取組結果

総事業費の着実な縮減を継続するとともに、投資事業の重点化を図りました。平成20年度当初予算においては、県内経済に配慮し、総事業費ベースで対前年度90%を確保しました。

(19年度補正予算で対応した豪雨災害関連の繰越事業を含めた実質では前年度並みを確保しました。)

- 公共事業箇所選定会議の開催等により、新規箇所を厳選して実施しました。(5月～6月)
- 「社会資本整備指針」に沿った整備を図るほか、事務事業の見直し(スプリングレビュー)を実施し、その結果を踏まえた投資事業の重点化を図りました。(5月～8月)
- 予算編成では、維持管理系事業費に配慮するとともに、秋田の元気づくり、中長期的視点からの必要性や緊急性の高い事業を優先的に予算化しました。(10月～1月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度	
■投資事業費(当初予算)	億 円	目 標	1,305	1,169	1,109	
		実 績	(19年度)	1,169	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(7) 一層の事業コストの削減

一連番号 9

所管部課 建設交通部 営繕課
建設交通部 技術管理室

TEL 2582
2418

1 計画の概要

公共建築物の設計にあたって、民間建築物の価格を調査、分析することにより、建築物のグレードの見直し及びコスト削減に取り組みます。

地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の適用件数の拡大を図ります。

「設計VE」の取組をさらに進め、公共事業のコスト削減を拡大します。

2 具体的な取組結果

○ 民間価格の調査・分析によるコスト削減

- ・建築物の坪単価等のデータ資料の収集及び概略分析を実施しました。（上期）
- ・建築物の坪単価等のデータ資料の分析を実施しました。（下期）
- ・グレードの見直しによるコスト削減を実施しました。（通年）

○ 秋田スペックの拡充

- ・農林水産部と建設交通部の秋田スペック統合事例集を観点項目別に解りやすく整理し、ホームページに掲載するなど周知を図りました。（10月）
- ・年度当初に工事の発注予定件数の把握を行いました。（5月）
- ・秋田スペックの適用工事割合の見込み調査を5月末時点と10月末時点の2回実施しました。（6月、11月）
- ・秋田スペック適用工事割合が目標の30%以上となるよう各事業課からなる担当者会議を9月に開催し、適用拡大の働きかけを行いました。（9月）
- ・秋田スペックへの追加登録の働きかけを行いました。（4月～2月）

○ 設計VEの推進

- ・VE基礎研修を7月と11月の2回開催し、受講者45名がVEの基礎知識を習得しました。（7月、11月）
- ・受験資格保有者にVEリーダー認定試験の受験を促すとともに、日本VE協会からの認定試験情報や受験対策資料等の提供を行いました。（4月～2月）
- ・職員だけによるインハウスVEを実践し、その結果について取りまとめを行い、情報の共有を図っています。

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目標	実績	達成率
■秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/発注工事件数×100)	%	20	30	50	70
		(19年度)	38.6	—	—
			128.6%	—	—

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目標	実績	達成率
■設計VE実施件数	件	14	20	25	30
		(19年度)	8	—	—
			40.0%	—	—

(8) 予算執行段階の経費削減

一連番号 10

所管部課 総務企画部 財政課 TEL 1104

1 計画の概要

厳しい財政状況の中で、予算編成だけでなく、予算執行段階においても、効率的な事業執行に努めるとともに、随意契約を極力減らしていくなど契約方式を見直すことにより経費節減を図ります。

職員のコスト意識を一層高め、「予算は限度額であり、使い切るものではない」という意識をさらに徹底させます。

2 具体的な取組結果

予算執行段階において効率的な事業執行に努めるとともに、職員のコスト意識を一層高めました。

- 予算編成だけでなく、予算執行においても徹底した経費節減を求めました。
(4月 予算執行通知)
- コピー使用の節減や暖房温度の適切な設定・管理、価格動向を見据えた発注方法・時期の見直しなど、各部局予算担当職員等へのコスト意識の徹底を図りました。(随時)
- 決算時点での積戻し額を157億円確保しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■収支不足額(※再掲) 上段：当初予算ベース 下段：決算ベース	億円	目 標	当初△290	△148	△60	—
		決 算 時	—	△80	0	—
		実 績	(19年度)	△148	—	—
				0	—	—
		達成率	100.0%	—	—	
			200.0%	—	—	

(9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への 要望活動の推進

一連番号	11		
所管部課	建設交通部 建設交通政策課	TEL	2415

1 計画の概要

国直轄事業は基本的に国の責任のもとで実施されるべきであり、県独自の要望、全国知事会を通じた要望等により、その段階的縮減や廃止等、制度の見直しを求めます。

2 具体的な取組結果

○ 国への提言

「平成21年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」中に、「国直轄事業負担金の制度改正について」の項目を盛り込み、

- ・国直轄事業負担金制度について、廃止などの見直し
- ・維持管理費に係る直轄事業負担金の廃止
- ・負担金の予定額、内訳などについて、事前の十分な情報開示、事前協議の義務づけについて提案しました。

平成20年6月10日に、知事自ら国土交通省に対し、要望活動を実施しました。

○ 県議会建設交通委員会との合同による要望活動

「国土交通省所管事業に係る 平成21年度重点事業要望書」中に、「国直轄事業負担金の制度改正について」の項目を盛り込み、

- ・国直轄事業負担金制度について、廃止などの見直し
- ・維持管理費に係る直轄事業負担金の廃止
- ・負担金の予定額、内訳などについて、事前の十分な情報開示、事前協議の義務づけについて提案しました。

県議会建設交通委員会と県が合同で、平成20年7月16日に東北地方整備局、7月17日に国土交通省及び県選出国會議員に対し要望活動を実施しました。

○ 全国知事会の活動を通じた国等への働きかけ

全国知事会で「平成21年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」で、直轄事業負担金の廃止について提言しました。

全国知事会では、7月30日に総務省、8月5日に国交省へ要望活動を実施しました。

- これらの要望活動を受けて、国においても見直しに向けた議論が活発化しており、全国知事会と国土交通省との具体的協議が始まっています。

3 歳入の確保対策

(1) 県税の収入率の向上

		一連番号	12
所管部課	総務企画部	税務課	TEL 1124

1 計画の概要

個人住民税の徴収体制の強化、市町村との連携・協力等による未納額の縮減に取り組みます。インターネット公売・タイヤロックの実施等、県税の徴収対策の強化を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 市町村との連携による収入確保対策の強化

個人住民税の徴収体制の強化、市町村との連携・協力等による未納額の縮減に取り組みました。

- ① 平成19年度に7名配属した「納税推進専門員」を2名増員し、北秋田3名、秋田3名、仙北3名とし、徴収体制の強化を図りました。
- ② 県職員を市町村に派遣して個人住民税等の滞納整理等に当たる「県職員短期派遣事業」を11市町村で実施しました。

期 間 20年7月1日～21年1月31日

日 数 266日

人 員 延べ14人（納税推進専門員9名で実施）

- ③ 市町村長と振興局長の連名による催告書を発付しました。
 - ・実施市町村（14市町村）及び発付数（8,447名）
大館市（2,880名）、北秋田市（316名）、上小阿仁村（40名）、能代市（3,067名）、男鹿市（206名）、潟上市（520名）、五城目町（51名）、由利本荘市（340名）、にかほ市（335名）、大仙市（185名）、仙北市（30名）、美郷町（222名）、横手市（108名）、湯沢市（147名）
- ④ 市町村職員と県職員による合同滞納整理を実施しました。
 - ・実施市町村（11市町村）及び実施日（延べ25日間）
大館市 1月14日～16日 北秋田市 9月16日～9月17日 男鹿市 10月9日
潟上市 11月27日～28日 2月10日 五城目町 12月18日
由利本荘市 1月15日 にかほ市 1月22日 美郷町 12月8日
湯沢市 11月17日～12月5日のうち9日 羽後町 11月26日、11月28日
東成瀬村 11月14日
- ⑤ 県による直接徴収を市町村に働きかけましたが、実績がありませんでした。

○ 県税の徴収対策の強化

インターネット公売・タイヤロックの実施等、県税の徴収対策の強化を図りました。

- ① 20年度のインターネット公売は前年度の落札額を大きく上回りました。
公売実績 8回（6, 8, 9, 10, 12, 1, 3月, 5月）
落札額 3,603,029円（19年度1,759,258円）
- ② タイヤロック
差押実績 25件

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 県税収入率		97.66	97.70	97.75	97.80
	%	(18年度)	97.46	—	—
	達成率		99.8%	—	—

(2) 未収金の解消による収入の確保

一連番号 13

所管部課 総務企画部 財政課
出納局 会計管財課

TEL 1104
2721

1 計画の概要

「債権管理検討委員会」に關係部局の担当で構成するワーキンググループを設置し、未収金の回収対策を積極的に進めるためのマニュアルを策定するとともに、担当部局は、未収金の効果的な回収を図るため、債権の分類や性質、償還実態等を調査します。

また、未収金に占める割合の大きい中小企業高度化資金について、サービサー（債権回収会社）の活用を検討します。

2 具体的な取組結果

○ 未収金回収対策マニュアルの策定

「債権管理検討委員会」に關係部局の担当で構成するワーキンググループを設置し、債権管理や回収の実施方法、債権の分類方法等、各債権ごとに未収金の回収対策を積極的に進めるためのマニュアルを策定しました。（7月～3月）

○ 実態調査の実施

債権管理検討委員会ワーキンググループにおいて、未収金の効果的な回収を図るため、債務者の現状、債権の分類や性質、償還実態等を調査し、今後の対応方針を検討しました。（8月～3月）

○ 債権回収強調月間における未収金の回収

11月を債権回収強調月間とし、文書又は訪問による督促や財産等の調査を実施し、積極的に未収金の回収を図るとともに、支払督促等法的措置の検討やサービサー制度について情報収集を行いました。（11月）

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
■未収金の回収額	目 標	133	150	170	200
	実 績	(18年度)	87	—	—
	達成率		58.0%	—	—

(3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保

一連番号 14

所管部課 総務企画部 財政課
出納局 会計管財課

TEL 1104
2736

1 計画の概要

県の施設等の使用料や各種手数料について、使用料等の額の見直し、減免の妥当性の検討、新たな使用料等の導入など収入拡大策を進めます。各施設の使用料等については、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ります。

行政財産の目的外使用料については、例外的に減免できる場合の減免率の見直しなど適正な徴収に向けて取り組めます。

2 具体的な取組結果

○ 使用料等の見直し

受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料の見直しを行いました。

- ・新たに設定したもの 16件 増収見込額 24百万円
- ・改正したもの 16件 増収見込額 92百万円

○ 利用しやすい条件設定等

利用対象者、貸出範囲を拡大し、県民の利便性の向上を図りました。

(県立体育館使用料等)

○ 目的外使用料の減免基準の見直し

平成20年1月30日付け会管-2889の出納局長通知「行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて」により、食堂、売店その他の厚生施設について免除規定を廃止し、減免率の限度を75%として平成20年4月から運用しています。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■使用料等の見直し件数	目 標	使用料等件数	20	20	20
	実 績	185	32	—	—
	達成率	(19年度)	160.0%	—	—

(4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保

一連番号 15

所管部課 出納局 会計管財課
知事公室 総務課

TEL 2736
1054

1 計画の概要

未利用資産の利用調査を実施し、売却可能性を検討します。処分経費の削減を図るため建物付売却を推進します。インターネットオークションをこれまで以上に推進します。不落物件について、民間宅地建物取引業者等の情報網を活用した紹介制度により売却推進を図ります。

「不動産証券化」手法を県有資産に活用することにより収入を確保し、県政運営に役立てることを目的に、処分可能な県有資産のリストアップと活用スキームを検討します。

2 具体的な取組結果

○ 未利用資産の売却の推進

・平成20年度売買実績

14件 392,071千円 (単位千円)

主なもの

鹿角警察署跡地	34,730千円	
旧秋田中央道路建設事務所	192,400千円	(建物付売却)
旧船川港湾事務所跡地	13,345千円	
旧古四王寮跡地	91,000千円	他

・PRチラシの配布

未利用財産一覧チラシ配布(10月)

秋田駅構内で700部配布し、PRに努めました。

・未利用財産実態調査の実施(11月)

行政財産、普通財産、適用除外財産等、各財産の土地についての利用実態調査を実施。

○ インターネットを活用した売却等

・インターネットオークション入札(土地)

実施件数：H20年4月1件、H20年8月3件、H21年1月8件

・土地紹介業務成果

対象：羽後高校公舎跡地

紹介料 286千円

○ 不動産証券化スキームの検討

・地方自治体が「不動産証券化」手法を効率的に活用するための可能性の検討(制度から見た資産の持つべきポテンシャル、望ましい資産の条件など)と制度活用上の問題点の整理(4~6月)

・県有資産の現状(敷地の現況、周辺立地、民間ニーズなど個々の基本的な情報)の把握と証券化の可能性の検討およびスクリーニング(7~9月)

・不動産証券化の専門コンサルタントとの情報交換による県有資産活用の可能性の適否検討、更なる証券化可能な施設の検討(証券化対象資産の範囲の拡大の検討)

・他の地方自治体の取り組み状況事例の収集(10~1月)

・証券化スキームの大枠の検討(2~3月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 県有資産の売却額	百万円	目 標	953	300	300	300
		実 績	(19年度)	392	—	—
		達成率		130.7%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 売却処分可能資産のリストアップ	件	目 標	0	1	1	1
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		0%	—	—

(5) 企業広告の活用

一連番号 16

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

県有施設のエレベーター内、エントランスホール、壁面等を企業広告を掲載できるスペースとして活用することにより、広告収入を確保します。

県が作成する封筒やパンフレット、冊子等の印刷物・ホームページに企業広告を募集します。

県が主催するイベント等に企業等からの協賛者を募集することにより、イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保を進めます。

スポーツ施設や観光施設等の県有施設の名称に企業名を付けることができる命名権（ネーミングライツ）を募集することにより、広告収入を確保します。

2 具体的な取組結果

○ 広告事業実施要綱の策定等

「美の国あきたネット」に広告事業に関する募集を一元化した窓口をつくりました。併せて、広告事業に関する基本的なルールを要綱としてとりまとめました。（20年3月）

○ 県有施設

- ・県立野球場（こまちスタジアム）の内外野フェンスに広告を掲示しました。
- ・本庁舎のエレベーターホール付近に広告用のパネルを設置しました。（21年3月募集、5月掲示開始予定）

○ 印刷物、ホームページ

- ・県が作成する封筒（新規：自動車税納税通知書用封筒）、パンフレット（観光総合パンフレット、ガイドマップ秋田）、冊子（県政だより「か・だ・ろ a k i t a」、新規：秋田地域振興局だより）に広告掲載しました。
- ・「美の国あきたネット」のトップページにバナー広告を掲載しました。

○ イベント協賛

イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保の仕組みづくりについて検討しました。

○ 命名権（ネーミングライツ）

- ・県有施設の命名権（ネーミングライツ）を募集しました。（20年3月～5月 応募なし）

※ネーミングライツの募集を実施した施設

- ・県立野球場
- ・県立総合プール
- ・県立男鹿水族館

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県有建築物を活用した企業広告数 (新規分)	箇所	目 標	1	3	3	3
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■印刷物・ホームページによる企業広告 の募集(新規分)	件	目 標	4	5	5	5
		実 績	(19年度)	2	—	—
		達成率		40.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ネーミングライツ件数 (新規分)	箇所	目 標	0	1	1	1
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		0%	—	—

(6) 基金等の活用

一連番号 17

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 計画の概要

各種基金の役割について見直しを行い、基金の整理・統合を含めた有効活用について検討します。残高や今後の使用状況等を勘案して、取り崩して一般財源として活用することや条例で定められた用途の拡大などについて検討します。

2 具体的な取組結果

○ 特定目的基金の活用

基金の充当事業の用途を拡大し、活用を図りました。

- ・美術品取得基金、森林整備担い手育成基金など 665百万円

○ 各基金の取り崩し、用途拡大、整理・統合の検討

- ・全基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理しました。(4月～5月)
- ・可能なものから、廃止や一般財源としての活用等を図るとともに、3年間の整理の見込みを作成しました。(4月～)
- ・国の制度等による基金については、国庫補助金が財源となっているなど、取り崩し、用途拡大に制限があるが、これらについても、可能なものについては、国に対して制度改正等の要望を行いました。(4月～)

(7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保

一連番号 18

所管部課 総務企画部 税務課
総務企画部 総合政策課

TEL 1123
1216

1 計画の概要

平成20年度税制改正により導入されたふるさと納税制度について、県外在住者等に対する広報を行うとともに、寄付金の支払方法等について寄附者の利便性の向上を図りながら、市町村と一体となって寄付金の受入を積極的に推進します。

2 具体的な取組結果

○ 市町村との寄付金共同募集等

- 市町村担当者会議等を通じて情報の共有を図るとともに、県のウェブサイトやチラシへ市町村の窓口情報を掲載し、県人会、ふるさと会、イベントなどで共同PRを実施しました。

○ 寄付金活用施策事業の実施

- 環境・景観の保全、人材の育成、福祉・医療サービスの充実、産業の振興など、4つの用途メニューを設定しているほか、寄付者の自由記載や用途を指定しない申込みも可能としており、寄付者の想いに沿った形で事業を実施します。なお20年中に納入のあった寄附金については、21年度事業へ充当することとしています。

○ 寄付金収納環境の整備

- 寄付者が「いつでも（納入期限の定めなく）」、「いくらでも（寄付金申込み後でも金額の変更ができるように）」、「多様な方法で（納付書、現金）」寄付することができる環境を整備しました。

○ その他（寄付者とのきずなづくり）

- 「きずなだより」、県広報紙、観光パンフレットなど、ふるさとの情報を定期的に提供しています。
- ふるさと秋田では「いつでも、どこでも皆様のお帰りをお待ちしています」というメッセージを寄付者に伝え、寄付者とのきずなを一層深めるとともに、県内各地の施設のPR、利用促進結びつけることを目的として、市町村と共同でウェルカムサービスを開始しました。

◆ 寄付金の申込状況（平成21年3月末現在）

- ◇ 県への申込状況
申込件数 49件
申込金額 1,863,111円
- ◇ 市町村への申込状況
申込件数 772件
申込金額 79,553,716円

(8) 地方財政基盤の強化に向けた取組

一連番号 19

所管部課 知事公室 分権改革推進室
総務企画部 財政課

TEL 1085
1104

1 計画の概要

地方財政基盤の充実・強化に向けて、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方の財政需要の適切な算入による地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。

2 具体的な取組結果

○ 国の施策・予算に関する提案、要望

「国の施策・予算に関する提案、要望」において、国の関与の縮減など地方分権の推進とあわせ、地方財政強化のための制度の充実を求めました。(7月～8月)

○ 全国知事会を通じた働きかけ

地方財政基盤の充実・強化に向け、税財源の移譲を進めるなど全国知事会を通じて国に働きかけました。

- ・秋田県自治体代表者会議の開催(12月)
- ・全国知事会地方分権推進特別委員会への出席(5月、7月、11月)
- ・「地方財政確立・分権改革推進」全国大会への出席(11月)
- ・全国知事会等による国への要望(6月、7月、8月、9月、11月、12月)
- ・全国知事会による政党への要請(8月、11月)
- ・全国知事会による第67回地方分権改革推進委員会への出席(11月)
- ・全国知事会等による「国と地方の定期意見交換会」への出席(11月)
- ・全国知事会等による「内閣総理大臣と地方六団体との懇談」への出席(10月)
- ・全国知事会等による「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」への出席(6月、9月、11月、12月)

4 公会計改革の推進

(1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革

一連番号	20
------	----

所管部課	出納局 会計管財課
------	-----------

TEL	2721
-----	------

1 計画の概要

総務省方式により、平成19年度決算に基づく普通会計貸借対照表、行政コスト計算書等を作成・公表するとともに、普通会計財務書類を総務省方式改訂モデルにより試作します。
また、新財務会計システムで導入すべき公会計システムのモデルを検討します。

2 具体的な取組結果

○ 開始貸借対照表の検討

平成20年度決算財務書類を総務省方式改訂モデルで作成するにあたり、その基準となる開始貸借対照表作成に係る有形固定資産を再評価するとともに、投資等では時価会計を導入した評価を実施しました。(12月)

○ 財務書類の作成及び公表

平成19年度決算に基づく普通会計貸借対照表、行政コスト計算書及び第三セクター等との連結貸借対照表を現行総務省方式により作成し、県のホームページへ公表しました。(11月)

○ 総務省方式改訂モデルでの試作

平成19年度決算に基づく普通会計財務書類を総務省方式改訂モデルで試作しました。
(2月～3月)

○ システム導入モデルの検討

固定資産台帳の整備と将来的な発生主義会計の導入に対応したモデル及びシステムの機能概要について検討しました。(4月～12月)

(2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革

一連番号 21

所管部課 知事公室 総務課
出納局 会計管財課

TEL 1054
2721

1 計画の概要

新たな公会計制度の下、公営企業、第三セクター等会計の勘定科目やデータ処理方法の整理・調整を行った上で、普通会計に統合した連結バランスシートを作成します。

連結バランスシートの公表によって、公営企業・第三セクター等の財務状況を県財政全体の中で明らかにし、さらに経営改革を進めます。

2 具体的な取組結果

第三セクター等会計の勘定科目とデータ処理の手法を、普通会計における「総務省方式改訂モデル」に整合させるための整理及び検討を実施しました。

○ 新公会計制度の導入検討

第三セクター等において、新公会計制度の適用を検討しました。(4月～12月)

○ 導入モデルの選択及び検討

普通会計における導入モデルについて、総務省方式改訂モデルを選択することとし、当該モデルにより普通会計19年度決算開始貸借対照表を作成し、課題を抽出しました。(4月～12月)

○ 普通会計バランスシートへの連結検討

第三セクター等の会計を普通会計と連結するため、第三セクター等の勘定科目の整理及び財務諸表や決算数値等のデータ取り込み方法を検討しました。
(4月～12月)

○ 第三セクター等における新会計基準の導入・指導

第三セクター関連のヒアリングや公益法人制度改革の会議等において、新会計基準の導入を指導しました。(5月～10月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合	%	0	0	50	100
		(19年度)	0	—	—
		達成率	—	—	—

II 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制

(1) 職員数の更なる縮減

		一連番号	22
所管部課	総務企画部 人事課	TEL	1043

1 計画の概要

平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向けて、定員の管理に取り組むとともに、事務事業の見直し等により、職員数の更なる縮減を検討します。

用地業務や福祉・生活相談業務等については、専門分野の知識や経験を有する職員を再任用・再雇用することにより円滑な業務の継続に対応します。

2 具体的な取組結果

○ 採用職員数キャップ制の実施

職員数3,500人の目標達成のため、年間採用者の上限を43人に設定し、さらに重点適正化期間として、その8割程度の36人とすることにより、計画的な職員の縮減を図りました。

○ 事務事業の見直し

市町村への権限移譲など、事務事業の見直しによる職員数の更なる縮減を検討し、平成21年度から23年度までの縮減目標を438名としました。(6月～9月)

○ 早期退職者非常勤再雇用等の推進

用地業務や福祉・生活相談業務等に、早期退職者4名を非常勤職員として再雇用するとともに、定年退職者4名についても再任用しました。(4月)

○ 早期退職者特別優遇措置

職員数の縮減を更に進めるため、早期退職者特別優遇措置を20年度も実施しました。(10月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■知事部局の職員数 (病院、県立大学、公営企業を除く)	人	目 標	4,066	3,938	3,832	3,672
		実 績	(19年度)	3,893	—	—
		達成率		135.2%	—	—

(2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備

一連番号 23

所管部課 総務企画部 人事課
知事公室 総務課

TEL 1043
1054

1 計画の概要

行財政運営の徹底した簡素・効率化を図りながら、行政ニーズや県政を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応するための組織体制を整備します。

2 具体的な取組結果

① 重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等（4月）

- ・科学技術課に試験研究推進課を統合（学術国際部）
- ・秋田の食販売推進課の設置（農林水産部）
- ・農林政策課団体指導室の設置（農林水産部）
- ・流通貿易課の設置（産業経済労働部）
- ・会計管財課公共建築物活用室の設置（出納局）

② 特定課題に短期・集中的に取り組む新たなチーム21の設置（4月）

- ・医師確保対策推進チームの設置（健康福祉部）

③ 関連業務の一元化による政策実現体制の強化（4月）

- ・市町村に関する業務の一元化
- ・公立大学法人に関する業務の一元化
- ・循環型社会の構築と廃棄物に関する業務の一元化
- ・景観行政の一元化
- ・国際航空路線と国際観光に関する業務の一元化（20年2月）

④ 地方機関の組織体制の整備（4月）

- ・各地域振興局（秋田を除く）の内部管理部門の見直し
- ・県税の徴収体制の強化
- ・北秋田地域振興局建設部阿仁川復旧課の設置
- ・仙北地域振興局農林部農村整備第一課及び農村整備第二課の設置
- ・ダム管理事務所の組織体制の見直し
- ・秋田発電・工業用水道事務所の統合
- ・東京事務所の機能の拡充・強化
- ・現場での普及指導體制の強化
- ・福祉相談センターと精神保健福祉センターの併設・連携強化

⑤ 地方機関のあり方の検討

- ・中央児童相談所と女性相談所のあり方の検討（通年）
現状や課題等について、関係職員によるワーキンググループを設置し検討するとともに、県外施設（青森県、岩手県）の訪問調査を実施しました。（7月）
- ・障害者自立訓練センターのあり方の検討（通年）
民間の施設整備が進み、利用率が低いことから、平成21年度末で廃止することを前提に、利用者の処遇や施設の管理手法等を検討しました。

(3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化

一連番号 24

所管部課 産業経済労働部 産業経済政策課 TEL 2213

1 計画の概要

本県の重要課題である産業振興と雇用の場の創出に向けた地域における取組体制を強化するため、地域振興局に、あきた企業活性化センターと連携しながら各地域の企業支援や食品加工等の新たな事業創出支援等にあたる組織を整備し、その機能の強化を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 各地域の企業支援、新たな事業創出支援等の組織整備

- ・ 北秋田・秋田・平鹿の3地域振興局の総務企画部地域企画課に、企業訪問活動を通じ企業ニーズや経営課題の把握を行い、あきた企業活性化センターと連携しながら企業支援を推進していくため、人員を1人増員配置しました。(平成20年4月～)
- ・ 岩手・宮城内陸地震や燃油高騰等による観光消費の落ち込みへの対応や、隣県との連携や地域特性等に応じた観光振興の強化を図るため、鹿角、山本、由利、仙北、雄勝の5地域振興局に観光振興班を設置しました。(由利は平成20年8月、鹿角・山本・仙北・雄勝は平成20年10月に設置)

○ 経済・雇用緊急対策に関する組織整備

- ・ 世界的な景気急落の影響により県内の経済・雇用情勢が急激に悪化している状況を踏まえ、非正規雇用の実態把握や雇用維持の要請、企業要望等の把握を行い、非正規雇用者等の雇用対策や企業活性化に集中的に取り組むため、あきた企業活性化センター及び秋田労働局の職員を加えて、「秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部」を平成20年12月9日に再編・スタートさせました。
- ・ また、同日付けで、各地域振興局総務企画部地域企画課所属の職員1名に対して、同対策本部の事務局職員の兼務発令を行っており、さらに平成21年1月26日には各地域振興局に同対策本部の支部を設けて、地域の実情に即したきめ細かな対応を推進するための体制を強化しました。

(4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備

一連番号 25

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

ワーキンググループ会議、地域振興局長会議などを随時開催し、「地域振興局再編アクションプラン」を作成して、県議会へ関係条例案及び再編準備に関する補正予算案を提案します。

関係規程など内部事務手続き上の整理、職員への周知、庁舎改修等の発注、県民への広報活動等を実施します。

2 具体的な取組結果

(1) アクションプラン(案)の策定

平成20年6月、3局5行政センター、6保健所体制とするアクションプラン(案)を策定し、県議会に提出。

(2) 県民アンケート調査の実施

平成20年8月、県民2,000人を対象に、県の地域振興局再編案に賛成か否か等について、アンケート調査を実施。1,044人が回答(回収率52%)。賛否は、賛成40%、反対14%。

(3) アクションプラン(案)の修正

平成20年9月、アクションプランの修正案を策定し、県議会に提出。主な修正点は、①「地域振興局」を「総合振興局」に、「行政センター」を「地域振興部」に名称変更、②地域振興部を地域の特色に合った組織とする、③産地づくりの支援体制の強化、④県民の利便性への配慮、⑤災害時の対応など県民の不安や懸念に対する配慮、など。

(4) 9月県議会への条例案の提出

平成20年9月、前記アクションプラン(案)に基づき、総合振興局及び地域振興部の設置を趣旨とする「秋田県総合振興局設置条例案」を県議会に提案。結果は、賛成6、反対36で否決。

(5) 地域別懇談会の開催

平成20年10月から11月、地域振興局再編について、知事又は副知事と地域の代表者(市町村長、市町村議会代表者、各種団体の代表者)との懇談会を、各地域振興局単位で開催。

(6) アクションプラン(案)の再修正

平成20年11月、アクションプランの再修正案を策定し、県議会に提出。主な修正点は、①「地域振興部」を「地域振興局」に名称変更、②現行の8保健所体制の維持、③農林部門の産地づくりや農村整備などの業務を引き続き現地で担う、など。この結果、鹿角、山本、由利、仙北及び雄勝地域振興局の職員数は、現在の3分の2程度となりました。

(7) 12月県議会への条例案の提出

平成20年12月、前記アクションプラン(案)に基づき、総合振興局及び地域振興局の設置を趣旨とする「秋田県総合振興局設置条例案」を県議会に提案。結果は、賛成12、反対31で否決。

(8) 2月県議会への条例案の提出

平成21年2月、「秋田県総合振興局設置条例案」を県議会に提案。結果は賛成少数で否決。

(5) 県立病院の独立行政法人化の推進

一連番号 26

所管部課 健康福祉部 県立病院改革推進室
(21年度～ 医務薬事課)

TEL 1326

1 計画の概要

平成21年4月1日を目途に、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターを運営する地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に向けて、総務省の設立認可、地方独立行政法人への移行職員を対象とする職員説明会の開催等の準備事業を進めます。

2 具体的な取組結果

外部有識者が参画する法人設立準備委員会を設置し、中期目標等の検討を行うとともに、総務省の設立認可申請、移行職員を対象とする職員説明会の開催等、地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に向け準備事業を進めました。

○ 設立認可申請等

- ・ 総務省の設立認可申請等
定款の策定（9月）
中期目標の策定（2月）
総務大臣への設立認可申請（2月）
総務大臣の設立認可（3月）

○ 職員説明会

- ・ 職員説明会（7月、11月～12月、1月、3月）

(6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進

		一連番号	27
所管部課	健康福祉部 障害福祉課	TEL	1335

1 計画の概要

療育機関の独立行政法人化を推進するため、設立認可準備、法人組織の検討、人事・評価制度、システム整備、職員への説明、制度研修等を進めます。

2 具体的な取組結果

- **療育機関独立行政法人化検討委員会の開催（5月～3月）**
 - ・療育機関独立行政法人化検討委員会及びワーキンググループを設置し、法人の「設立認可準備」「運営組織」、「人事評価制度、システム整備」等に関する基本的事項を検討し、「県立療育機関の法人化に関する基本方針」を取りまとめました。
- **太平療育園及び小児療育センター職員への説明会の開催**
 - ・職員説明会（1月～ 太平療育園、3月～ 小児療育センター）
「県立療育機関の法人化に関する基本方針（案）」をもとに、法人化に関する基本的事項を説明しました。

(7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的 運営と機動的・効果的な事業の推進

一連番号 28

所管部課 学術国際部 科学技術課

TEL 1267

1 計画の概要

第3期行財政改革推進プログラムにおける独立行政法人化の適否の検討結果を踏まえ、試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制を構築します。

検討委員会を開催し、試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制について、独立行政法人化への移行も含め検討します。

2 具体的な取組結果

- 各試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制について、検討委員会等を開催し、次のとおり取り組みました。

<果樹試験場分場のあり方検討>

果樹試験場分場の最適な運営体制について、関係部局等と検討し、鹿角分場は試験研究と果樹産地の支援体制とを一体的に進めることとしました。(4～3月)

<水産振興センター調査船のあり方検討>

今後の重点的に行う調査研究内容、維持管理費・人員の推移、他機関との連携の可能性等を総合的に検討し、最適な調査船の規模等についてまとめました。(5～10月)

<森林技術センター採種圃の適正規模の検討>

林業用林木種苗の県内需給見通しにより採種圃の適正規模について、関係部局と検討し、縮小することとしました。(4月～3月)

<独立行政法人化の検討>

- ① (4月～1月) 各都道府県の情報を収集して検討しました。
- ② (3月) 検討委員会を開催し、独法化の有益性等について検討しました。
H20年度の検討状況から、対応方針についての中間報告をまとめました。
- ③ (～H21年9月予定) 検討委員会の検討結果を踏まえた対応方針を策定中。

(8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立

一連番号 29

所管部課 総務企画部 財政課
総務企画部 人事課

TEL 1104
1043

1 計画の概要

平成20年度及び21年度当初予算に向けて集中的な財政改革を行うため、これまでの予算編成における部局主体の取組を推進することを基本に、事業のゼロベースからの見直しを行います。また、財政改革後の効率的・効果的な予算編成のあり方について検討を進めます。

政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における業務量の増減に対応した部局の権限による配置転換を更に推進します。

2 具体的な取組結果

○ 部局が主体となった事業の見直し

スプリングレビューにおいて部局が主体となった事業の見直しを行いました。

○ 予算編成のあり方の検討

集中的な財政改革のために、平成20、21年度の2カ年はゼロベースからの見直しを行うとともに、この改革後の平成22年度当初予算に向けて効率的、効果的な予算編成のあり方について検討を進めました。(4月～3月)

○ 部局の権限による配置転換の推進

- ・地震被害やガソリン高騰による観光客の減少、世界的金融危機に伴う経済・雇用情勢の悪化により、緊急に対策を講じるための新たな人員配置が必要となったことから、人事課、産業経済労働部及び各地方機関の権限で、機動的に人事配置を行いました。(10月、12月)
- ・全国植樹祭の終了に伴い、農林水産部の権限で技術職員を部内で配置転換しました。(8月、11月)

(9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用

一連番号 30

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 計画の概要

職員間及び年間を通じた業務量の平準化を図るため、班の構成員を原則として5人以上とする大括り化を推進します。また、平成23年度の知事部局職員3,500人体制を見据えて、ゼロベースからの見直しにより職員配置の適正化に努めます。

県税滞納整理や用地交渉など夜間帯に勤務を必要とする公所及び研究機関について、登退庁時間の変更を行う等勤務時間の弾力的運用により、公務能率の向上を図ります。

育児短時間勤務の制度を設ける等、職員の多様な働き方が可能となるよう制度の充実を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 班の大括り化の推進

処理業務の細分化を見直し、関連する業務を大きく分類することによって少人数の班を統合し、班の構成員を5名以上としました。この結果、班の数は19年度の722から20年度は550に減りました。

○ 勤務時間の弾力的な運用の推進

秋田県税部、雄勝県税課、中央児童相談所、食肉衛生検査所、各技術専門校において業務の特殊性を考慮し、勤務時間の割り振り変更を行いました。また、研究機関において行っている割り振り変更も継続して実施しました。(通年)

○ 多様な働き方が可能となる制度の充実、周知

平成19年9月に施行された育児短時間勤務制度に続き、20年4月から高齢者部分休業制度を実施しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■知事部局及び各種委員会の班の数 (教育委員会除く)	目 標	722	560	560	560
	実 績	(19年度)	550	—	—
	達成率		106.2%	—	—

2 知事部局以外の機関の改革

(1) 教育委員会の改革

一連番号 31

所管部課 教育庁 総務課

TEL 5112

1 計画の概要

児童生徒数の減少等に対応した教職員定数の適正化を図るため、退職者の補充抑制や市町村派遣教員の縮小に取り組むとともに、教育の質の維持・向上を図るため博士号保有者等の採用を行います。また、教職員のアンバランスな年齢構成の是正に引き続き取り組みます。

2 具体的な取組結果

○ 教職員数の適正化

児童生徒の減少等に対応した教職員定数の適正化を図るため、引き続き退職者の補充抑制や市町村派遣教員の縮小に取り組みました。

・退職者の補充抑制

◇平成19年度退職者数

小・中学校 208人 県立高校 111人 特別支援学校 19人 計 338人

◇平成20年度新規採用者数

小・中学校 29人 県立高校 39人 特別支援学校 20人 計 88人

・派遣教員の縮小

市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を縮小しました。

・社会教育主事 △ 3人 (196人→203人)

・スポーツ主事 △ 13人 (1913人→200人)

○ 教育の質の維持・向上

学校教育の多様性への対応や理数教育の充実を図るため、博士号保有者やスポーツ・芸術に秀でた教員を新たに採用しました。また、理数教員の増員を行いました。

・博士号保有者 5名 (小・中・高校生を指導)

・スポーツ・芸術 1名 (高校に勤務)

・理数教員の増員 20名 (高校に勤務)

○ 教員採用制度の見直し

若い優秀な教員を少しでも多く採用し、教員の年齢構成の極端なアンバランスを解消するため、受験年齢上限39歳を19年度から全校種35歳に引き下げました。

若年層が特に少ない小学校教員については20年度は32歳に引き下げ、アンバランス解消に一層努めました。

(参考) 20代の全校種平均 1.8%、うち小学校 0.7% (20年度末現在)

○ 市町村立小・中学校の統合支援

平成21年度統合予定校に対し、統合校への円滑な移行ができるよう事前の事務処理に必要な人的措置等を行う市町村(4地区)を支援しました。なお、当該支援は一定の成果が上がったので、市町村の合意を得て、20年度限りで廃止しました。

○ 県立高校の統合・建設(両校とも23年4月開校予定)

鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4校統合については実施設計を行いました。3月には建築工事に着手しました。

湯沢北、湯沢商工の2校統合については実施設計を行いました。

- **こども総合支援エリアの建設（22年4月開設予定）**
造成工事を完了し、20年11月建築工事に着手しました。
- **教育事務所の改組統合の検討**
教育事務所の再編・統合については検討の結果、21年度は現在の3教育事務所・5出張所体制を維持することとしました。
- **埋蔵文化財センターの再編**
4事務所体制を再編し、20年4月から2事務所体制としました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■教職員定数	目 標	10,874	10,528	10,386	10,129
	実 績	(19年度)	10,682	—	—
	達成率		55.5%	—	—

(2) 警察本部の改革

一連番号 32

所管部課 警察本部 警務課

TEL 2938

1 計画の概要

本格的な大量退職時代を迎え、平成19年度以降の3か年度で計約260人の警察官の定年退職が見込まれており、ベテラン警察官の大量退職に伴う現場執行力の低下等が懸念されることから、毎年度20人程度の定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を引き続き第一線において活用するとともに、将来の組織を担う若手警察官に対する伝承教養を推進し、県民の安全で安心な生活を確保します。

2 具体的な取組結果

○ 定年退職警察官の再任用

- ① 平成20年度再任用
平成20年4月1日付けで、定年退職警察官21人再任用
 - ② 平成21年度再任用に向けた取組
 - ・ 再任用希望状況の把握 (20年4月)
 - ・ 再任用計画の策定 (20年5月)
 - ・ 県財政課への説明 (20年7月)
 - ・ 事前審査 (20年9月)
 - ・ 希望受付 (21年1月)
 - ・ 再任用選考委員会における選考 (21年2月)
 - ・ 結果通知 (21年2月)
- (21年4月 再任用)

(3) 各種行政委員会の改革

		一連番号	33
所管部課	人事委員会事務局 職員課 監査委員事務局 監査第一課 労働委員会事務局 審査調整課	TEL	3251 3273 3283

1 計画の概要

人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 総務事務の統合・集中化の実施

平成20年度に総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ることにより、総務事務担当職員等を3人減員し、事務局職員を平成19年度の45人から42人としました。

人事委員会事務局	12人→11人
監査委員事務局	24人→23人
労働委員会事務局	9人→8人
計	45人→42人

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■事務局職員数 (うち総務事務担当職員数)	人	目標	43 (2)	43 (2)	43 (2)	
		実績	45 (19年度)	42 (2)	—	—
		達成率		150.0% (100.0%)	—	—

(4) 議会事務局の改革

一連番号 34

所管部課 議会事務局 総務課

TEL 2112

1 計画の概要

平成19年9月に設置した「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」を開催し、平成20年9月を目処に議会の諸改革について調査・検討します。

事務局職員の縮減については、平成21年度に30名体制とする計画に向けて、平成20年度は、業務の見直しにより総務課職員1名を削減します。

2 具体的な取組結果

○ 議会の諸改革の検討

＜情報公開の推進＞

- ・会議録の掲載については、本会議、常任委員会、特別委員会に加え、議会運営委員会の会議録も県議会ホームページに掲載することとしました。(平成20年4月開催分から実施)
- ・本会議に加え、委員会総括審査もインターネット配信することとしました。(平成20年6月定例会から実施)

＜本会議の開会時間＞

- ・開会時間を1時間早め、会議時間を「午前9時から午後5時までとする。」と会議規則を改正しました。(平成20年4月実施)

＜政務調査費の領収書＞

- ・全領収書を添付するように条例・規則を改正しました。(平成20年4月実施) また、使途の明確化のためマニュアルを改正しました。(平成20年4月から運用)

＜本会議録(写)の作製方法＞

- ・経費削減と早期発行のため、業者による印刷製本をやめ、職員によるコピー機での簡易印刷としました。(平成21年2月定例会分から実施)

＜議員旅費の見直し＞

- ・距離に応じた定額制旅費(応招旅費)の積算内容を見直しし、より実費に近い定額とする条例改正をしました。(平成20年4月実施)
- ・旅費を実費とするため応招旅費の定額制を廃止し、旅行実態に即した支給とし、さらに、日当を廃止し、現地経費を新設する条例改正をしました。(平成21年1月実施)

＜議員会館の見直し＞

- ・土日祝日は応接職員を配置しないこととしました。(平成20年4月から実施)
- ・主要機械設備の大規模修繕が必要になるまでは使用し、その後は廃止します。また、廃止時期に併せ、議員会館に代わる新たな執務室を設置することとしますが、具体的な方法は別途検討します。

○ 事務局職員の縮減

平成21年度に30名体制とする計画に向けて、平成20年度は、業務の見直しにより総務課職員1名を削減しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■事務局職員数	目 標	32	31	30	30
	実 績	(19年度)	31	—	—
	達成率		100.0%	—	—

3 柔軟で効率的な行政システム

(1) 政策等評価制度の見直し

一連番号	35
------	----

所管部課	総務企画部 総合政策課
------	-------------

TEL	1217
-----	------

1 計画の概要

県が実施した施策・事業を県民の視点で客観的に評価するため、NPO等第三者による外部評価の実施を検討します。評価事務の効率化を図るため、事業評価すべき対象範囲の見直しを進めます。

2 具体的な取組結果

- **研修会の開催**
NPO等が評価活動に必要な知識やノウハウを習得するための研修会を実施しました。(10月)
- **外部評価の試験的实施**
NPO法人による外部評価を実施しました。(平成20年11月～平成21年1月)
 - ・評価の対象とした取組 「自衛消防組織の育成について」
- **成果の検証**
試行後、その成果等について検証し、平成21年度も継続して実施したうえで、制度導入について検討することとしました。(2月～3月)
- **事業評価の見直し**
 - ・事業の事前評価(公共事業、試験研究事業以外)を廃止し、目的設定表の作成へと変更しました。
 - ・原則、300万円未満の事業を中間評価の対象外とするなど対象範囲の見直しを実施しました。

(2) 電子自治体の一層の推進

一連番号 36

所管部課	学術国際部 情報企画課	TEL	4 2 7 1
	知事公室 総務課		1 0 5 4
	出納局 会計管財課		2 7 2 1
	総務企画部 税務課		1 1 2 3

1 計画の概要

平成19年3月から開始している電子申請・届出サービスの対象手続を拡大するとともに、添付書類等の簡略化等を行い、手続きの利便性の向上を図ります。

電子申請・届出サービスによる手続の更なる利便性の向上のため、マルチペイメントネットワークについて、費用対効果を勘案しながら導入に向けた検討を行います。

電子申告の普及拡大を図るとともに、OSS(自動車税ワンストップサービス)の導入を検討します。

2 具体的な取組結果

○ 電子申請・届出サービスの手続の拡大

行政手続オンライン化アクションプランの年次計画に基づき、様式を作成しました。

作成した様式は、試験運用後、住民側から電子申請できるよう手続を公開します。(一部公開済)

行政書士による代理申請可能な手続について行政書士会の県内各支部を訪問し、その可能性について調査しました。

書類の添付方法をPDF形式にするなど、添付方法を多様化し利便性を向上させました。

○ マルチペイメントネットワークの導入検討

費用対効果を勘案した結果、税外収納の電子化は当面見送り、使用料・手数料の伴う電子申請・届出サービスの導入検討時点で「電子申請・申告に伴う電子決済基盤の整備」として位置付け、後に使用料・手数料以外にかかる納入通知書についても電子化を図ることとしています。

○ 地方税の電子申告の普及拡大

法人等に申告書を送付する際に電子申告のPRチラシを同封することにより、電子申告の周知と利用促進の働きかけを行いました。また、12月にはラジオにより、電子申告のPRを行いました。

こうした取組の結果、平成20年度の電子申告の利用率は、目標の8%を大きく上回る19%に達しました。

○ 自動車税ワンストップサービス(OSS)の導入検討

導入には約10億円(県警分含む。)のシステム構築費用を要するものと想定される一方で、先行導入した団体の状況を見ると依然として利用率が低迷しています。

このため、利用率向上策等の全国の動向について注視しながら、秋田県で導入することとした場合の費用対効果など、今後の方向性について再検討しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■電子申請・届出サービスの対象様式数 累計	目 標	54	70	90	110
	様式	(19年度)	70	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(3) IT活用による一層の効率化

一連番号 37

所管部課 学術国際部 情報企画課
教育庁 総務事務センター準備室

TEL 4206
5122

1 計画の概要

庁内業務の効率化・省力化を目的に導入した各情報システムの維持管理費用を抑制するため、マネジメント支援体制の整備やシステム共通基盤の整備に取り組みます。

ITの活用による教育委員会の人事管理や給与事務等の効率化・集中化を図るとともに、経費の節減や職員数の縮減を進めるため、人事管理関係システム、給与・旅費支給関係システムを導入します。

2 具体的な取組結果

○ マネジメント支援体制の整備

① プロジェクトマネジメントオフィスの設置

IT調達ルールの実践を通して品質を確保しながら過剰投資を抑制するなど最適なシステム構築を目指すため、職員と外部技術者からなるプロジェクトマネジメントオフィスを組織し、進捗管理や受入テスト・検収を支援しました。(平成20年7月設置)

② ITインフラマネジメントオフィスの設置

維持管理費用の増加を抑制するため、庁内情報システムを集約化し、サービスデスク、サーバ監視、予防保守など共通する維持管理作業を引き受ける体制として、職員と外部技術者からなるITインフラマネジメントオフィスを組織しました。(平成20年6月設置)

○ システム共通基盤の整備

① 統合運用管理基盤の整備

集約化された庁内情報システムの一元的監視、構成情報の管理や変更情報の反映、問合せ回答内容や問題解決事例のデータベース化など共通維持管理作業のツールとして統合運用管理基盤を整備しました。(平成21年3月整備完了)

② 外部向け情報提供・交換基盤の整備

県と県民が協働でサーバを運営する方式の情報システムが増加していることから、維持管理費の増加を抑制するため共同利用可能なハードウェアとして情報提供・交換基盤を整備しました。(平成21年2月整備完了)

○ 教育庁人事管理、給与・旅費支給関係システムの開発

19年度に引き続き各関係システムの開発に取り組みました。

○ 給与・旅費センターの設置

21年度の各システム運用開始に合わせ、21年4月から小中学校教職員の給与・旅費支払業務を集中処理するため、「給与・旅費センター」の設置準備を進めました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■情報システム維持管理経費	目標	27	27	27	27
	実績	(18年度)	25	—	—
	達成率		108.0%	—	—

(4) 業務改善の継続的な取組

一連番号 38

所管部課	知事公室 総務課	TEL	1054
	総務企画部 人事課		1043
	総務企画部 税務課		1123

1 計画の概要

スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。

事務の適正な執行を確保するため、所属長のマネジメント強化を図ります。

パソコン使用の自粛や口座振替済通知書の廃止、知事表彰の見直しに取り組みます。

コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 業務改善推進連絡会の設置

知事部局および教育庁全体で業務改善を推進するための連絡会を立ち上げ、毎週1回開催して、各部局から提案された内容について、制度改正も含めた検討を進めてきました。(1月～3月)

- ・ 各部局の簿冊整理を行い、保管簿冊量を22.2%圧縮しました。(2・3月)
- ・ 机上の簿冊類をすべて撤去(共有キャビネットへ)し、同時に課室内の不要物の撤去を行いました。(2・3月)
- ・ キャビネット等の撤去・再配置によるワンフロア化を進めました。(3月)
- ・ 庁内会議の効率化、電子回覧板、電子掲示板、執務環境の改善、庁内会議でのカラーコピーの禁止、コピー機の削減、事務用品の部局一元管理など業務改善の全庁共通ルールを定めました。(3月)

○ 所属長のマネジメント強化

- ・ 平成19年12月より実施した「不祥事・事務ミス防止緊急プログラム」について、各所属の実施状況の把握と検証を行いました。(5月)
- ・ 各々の所属で使用している個別業務毎のチェックシートのうち、他所属でも応用可能なものについて、参考事例として庁内に紹介しました。(6月)
- ・ 検証結果を踏まえ、新たに「事務ミス防止プログラム」を策定・施行しました。(6月)
- ・ 管理監督職員のマネジメント能力を養成するため、新任班長を対象とする基礎研修等マネジメント研修を実施しました。また、マネジメント能力を人事評価制度における評価項目とし、職員への管理職への登用には人事評価を実施して行うこととしました。(4月～)

○ パソコン使用の自粛

- ・ 平成21年度の実施に向けて、方法・内容を検討しました。(3月)

○ 口座振替済通知書の廃止

県が債権者に対し口座振替による支払いを行う場合の債権者への「口座振替済通知書」の郵送を廃止しました。(4月～)

○ 知事表彰の見直し

知事表彰を見直し、以下の項目を基本として交付することとしました。(4月～)

<見直し後の知事表彰等の交付範囲>

1. 対象となる取組は、県内に波及することが期待されるものであること
2. 表彰を受ける者が県、市町村の一般職の職員である場合は、その職員の本来の職責に属さない事績であること
3. 同一の事績に対する交付は、一度に限ること
4. 県の客観的な選考基準・方法を定めていること

5. 県と団体等との関係、構成する県内団体等の状況、県民の参加状況を考慮すること

○ **コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上**

- ・ 自動車税の納税通知書にリーフレットを同封するとともに、自動車税の納期内納付を呼びかけるポスターにコンビニ納税について掲載して県内関係機関に掲示したほか、自動車税の各種広報において利用を呼びかけました。(20年6月)
- ・ 自動車税以外の税目へのコンビニ収納の拡大については、コンビニの防犯上設けられた取扱限度額との関係から当面導入を見送ることとしました。自動車税については、延滞金の取扱いなど、滞納を減らすための効果的な利用範囲の拡大等について引き続き検討をすることとしました。
- ・ クレジット納付の利用について、納税通知書にアンケート用紙を同封して調査を実施しました。回答のあった1,579件のうち、886件(約56%)の方が利用を希望していますが、利用希望の有無にかかわらず、手数料の納税者負担については否定的な意見が多くありました。(20年6月)

※20年度コンビニ納税利用率27.6%(19年実績24.2%)

4 職員の資質向上

(1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革

一連番号 39

所管部課 総務企画部 人事課
知事公室 総合防災課

TEL 1043
4580

1 計画の概要

職員一人ひとりの更なる資質向上に向け、新たな職員像を提示し、その浸透を図るとともに、人事交流等の派遣研修と研修所研修のあり方を見直します。

効果的なメンタルヘルス対策を講じ、職員が 向上心と気概を持ちながら安心して働ける環境づくりを進めます。

大規模災害等が発生した場合に、様々な分野における応急対策を迅速・的確に実施するため、長期の視点に立って危機管理に関して中核的な役割を担う「危機管理専門員」を養成し、危機管理体制の充実・強化を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 新たな職員像の提示

新たな人材育成基本方針を作成し、求められる職員像について周知を図りました。(10月)

○ 研修のあり方の見直し等

北東北3県交流者、市町村派遣研修者、民間派遣者など派遣研修者を対象に直接聴取を行うとともに、研修のあり方を再検討し、次年度以降の研修に反映させることとしました。(10月)

○ メンタルヘルス対策

・20～30歳代の職員を対象にしたメンタルタフネスセミナーを開催しました。

開催月日	会 場	参加人数
9月3日	横手市・横手セントラルホテル	43人
9月4日	北秋田市・北秋田市交流センター	41人
9月5日	秋田市・ルポールみずほ	64人
合 計		148人

・自治研修所において、一般職員を対象にした「メンタルヘルス・ケア法Ⅰ」及び管理監督者を対象にした「メンタルヘルス・ケア法Ⅱ」をそれぞれ開催しました。(7月)

○ 危機管理専門員の養成

・危機管理専門員養成のための民間派遣研修の実施(平成20年4月～平成21年3月)

職員3名を民間のシンクタンク、保険会社等に派遣し、危機管理についての1年間の研修を実施しました。

派遣先 三井住友海上火災保険株式会社、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント
日本興亜損害保険株式会社

・危機管理専門員研修事業の実施(平成20年4月～平成21年3月)

1年間の民間派遣研修を終えた危機管理専門員は、総合防災課に所属しながら実務経験を積むとともに、各種の防災対策・危機管理関係研修を受講し、専門的知見の習得に努めました。

受講研修 消防大学校防災実務管理コース、同国民保護コース ほか

・危機管理専門員の養成方法等についての検討

これまでの養成実績を踏まえ今後の養成法や配置課所について検討を行い、これまでの民間シンクタンクへの派遣による養成方法から、県による内部研修による養成へと変更することとしました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■危機管理専門員の養成数	人	目 標	7	10	13	16
		実 績	(19年度)	10	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充

一連番号 40

所管部課 総務企画部 人事課
教育庁 総務課

TEL 1043
5115

1 計画の概要

人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人材育成及び人事管理への更なる活用を図るとともに、現在課長級以上で実施されている人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。地方公務員法の分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」の職員の教育訓練方針及び分限処分等の基準を定め、適切な人事管理を行います。

教育委員会においても、平成18年度から本格実施したこれまでの人事評価実施状況について検証を行うとともに、平成21年度からの教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員への給与反映を行うための制度構築等を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 人事評価

- ・課長級以上の評価結果の給与への反映状況を検証し、今後の給与反映範囲の拡大においても評価調整会議の設置について検討することとしました。（4月～）
- ・給与反映の範囲の拡大について職員組合等との意見交換を行い、拡大範囲、方式等について検討しました。（4月～）
- ・派遣職員、研究職員等への人事評価制度適用については、派遣先機関及び試験研究機関と協議を行いました。（4月～）

○ 分限処分等

新たに定めた分限処分要綱に基づき、分限事由に該当する可能性があるとして、所属から協議のあった職員について分限処分手続きの適用を検討しました。（4月～）

○ 教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員への給与反映の実施

- ・これまでの人事評価制度の検証
これまでの人事評価実施状況を踏まえ、事務職員の人事評価の実施に関する要領を定めました。（6月）
- ・知事部局の導入状況等に関する資料収集・研究
先行実施している知事部局の人事評価結果の給与反映状況等について、資料の提供を受け、検討を進め、教育庁等の課長級以上の職員について、人事評価期間を年2回に分割するとともに、役職段階の区分を変更するなど、評価結果の給与反映を視野に入れた制度改正を行いました。（6月）
- ・給与反映システムの検討
知事部局の導入状況を参考に、昇給区分や勤勉手当の分布率などについて、給与反映した際のモデル年収等を試算するなどのシミュレーションを行いました。（4月～3月）
平成20年度から実施している年2回の人事評価の実施状況（効果、手法等）を検証し、21年度からの給与反映に向け、制度構築を進めました。（1月～3月）
- ・21年度からの導入に向けた関係機関への周知
制度構築後に、関係機関に向けて周知を行い、21年度からの評価結果の給与反映を円滑に進めました。（3月）

III 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進

(1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進

		一連番号	41
所管部課	総務企画部 市町村課	TEL	1143

1 計画の概要

個性豊かな地域づくりと、住民がもっとも身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるよう、知事等の権限に属する事務をできる限り市町村へ移譲します。

2 具体的な取組結果

○ 提案方式による推進

住民サービスの向上等の視点から市町村の規模や地域の特性などに応じた提案対象項目を選定し、全市町村に対してその受入れを働きかけました。(4月)

○ 重点推進項目の設定

特に、県として受け入れてもらいたい項目を設定し、事務の所管課と連携して対象市町村に対して受入れを働きかけました。(9月及び10月)

- 重点項目 ① 民生・児童委員の指揮監督(全市町村)
 ② 消費安全三法に関する事務(市及び町の一部)
 ③ 介護保険関係事務(大仙市、美郷町、仙北市)

○ 権限移譲研究会の開催による推進

具体的な項目について県と市町村の担当者が意見交換する研究会等を開催し、権限移譲対象事務の理解を深め、受入れの支障となる事項の解決策を検討するなど受け入れやすい環境づくりに努めました。(7月から11月まで)。

○ 受入市町村への支援

権限移譲に伴う受入れ準備や移譲事務の処理に要する経費について財政的措置を講ずるとともに、その単価を事前に明示しました。(随時)

受入れの意向のあった事務について、現地での実務研修及びマニュアルや関係情報の提供などによる支援を行いました。(随時)

権限移譲に伴う支援として、県職員の派遣を検討(11月から3月)し、平成21年度から5町村に派遣することとしました。

○ 新たな権限移譲対象事務の追加

市町村からの要望や部局との協議を踏まえ、旅券法に関する事務(パスポートの申請発給)を追加することとし、その受入れについて県内市町村に働きかけました。(11月から2月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度	
■ 権限移譲率		目 標	30.4	37.7	42.0	45.0
	%	実 績	(19年度)	37.7	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号 42

所管部課	産業経済労働部 観光課	TEL	2 2 6 1
	生活環境文化部 県民文化政策課		1 5 5 2
	総務企画部 市町村課		1 2 3 1
	健康福祉部 福祉政策課		1 3 1 3

1 計画の概要

二ツ井総合観光センター及び矢立遊歩道を地元自治体に譲渡するほか、その他の施設について、想定される譲渡先との意見交換を行い、譲渡に向けた具体的な条件等を整理します。

広域交流センター（鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝）については、地元自治体との協議を踏まえて、譲渡を進めます。

スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

県が所有する社会福祉施設について、各施設ごとの課題を整理、解決するための協議を進め、譲渡予定先との合意を目指します。

2 具体的な取組結果

○ 観光施設

- ・二ツ井総合観光センター及び矢立遊歩道を地元自治体に譲渡しました。（4月）
- ・その他の施設について、所在市町村等と意見交換を行うとともに、鹿角総合観光センターを21年4月に鹿角市に譲渡する方向で協議が整い、所要の手続き等を進めました。（4月～）

○ 広域交流センター

- ・1 広域交流センターの譲渡を実施
能代山本広域交流センターについては、平成20年10月1日に地元自治体に譲渡しました。
- ・3 広域交流センターについての譲渡を協議
鹿角及び本荘由利の2 広域交流センターについては、鹿角市及び由利本荘市から譲渡申込書が提出され平成21年4月1日付けでそれぞれ譲渡することで合意しました。（12月）
湯沢雄勝広域交流センターについては、平成22年度当初の譲渡に向けて協議を進めています。（5月、11月、12月、3月）

○ 地域活性化施設

- ・地元自治体等の意向確認
大規模修繕の財政負担がネックとなり、地元自治体等は譲渡受け入れに難色を示しています。引き続き地元自治体等へ働きかけます。
【アリナス】
・平成20年8月20日 能代山本広域市町村圏組合に対し「譲渡受け入れ」の申し入れ
・平成21年1月20日 能代山本広域市町村圏組合及び能代市に対し「譲渡受け入れ」の申し入れ
【大館樹海ドーム】
・平成20年8月20日 大館市に対し「譲渡受け入れ」の申し入れ
・平成21年1月20日 大館市に対し「譲渡受け入れ」の申し入れ
- ・譲渡の可能性の検討（～平成21年3月）
【譲渡の相手先】 基本的には地元自治体等を前提とした現状の管理運営をイメージ
【譲渡の条件、問題点の検討】 大規模修繕時の経費負担など

○ 社会福祉施設

- ・譲渡予定先との意見交換・協議の実施（6月～3月）
譲渡予定先である民間法人との間で、譲渡全体に係る考え方や各施設ごとの課題を整理するた

めの意見交換・協議を実施しました。

※譲渡の検討を進める社会福祉施設

- ・心身障害者コロニー
- ・身体障害者更生訓練センター
- ・阿桜園
- ・高清水園
- ・水林通勤寮
- ・老人福祉総合エリア（南部、中央、北部）

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県観光施設の譲渡条件整理数 (県観光施設数16(道路等除く))	施設	目 標	5	5	5
		実 績	5	—	—
		達成率	100.0%	—	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■広域交流センターの譲渡実施施設数 (18年度末対象施設数6)	施設	目 標	0	1	1
		実 績	1	—	—
		達成率	—	—	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■社会福祉施設の譲渡実施施設数	施設	目 標	0	0	8
		実 績	0	—	—
		達成率	—	—	—

(3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ

一連番号 43

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

1 計画の概要

平成22年の新分権一括法の制定に向けて、地方分権改革推進委員会による政府への勧告、政府による地方分権改革推進計画の策定に対して、全国知事会等を通じて本県も含め地方の意向をできるだけ反映させます。

道州制に対する県民の理解促進のため、今後とも、その普及啓発に努めるとともに、国における道州制論議が加速する中で、本県も含め地方の考え方を全国知事会等を通じて国へ訴えていきます。

2 具体的な取組結果

○ 地方分権

- 国等への要望活動等
 - ・県による国への要望（6月）
 - ・秋田県自治体代表者会議の開催（12月）
 - ・全国知事会地方分権推進特別委員会への出席（5月、7月、11月）
 - ・「地方財政確立・分権改革推進」全国大会への出席（11月）
 - ・全国知事会等による国への要望（5月、6月、7月、12月）
 - ・全国知事会による政党への要請（9月、10月）
 - ・全国知事会による第67回地方分権改革推進委員会への出席（11月）
 - ・全国知事会等による「国と地方の定期意見交換会」への出席（5月、11月）
 - ・全国知事会等による「地方財政に関する総務大臣・地方六団体合会」への出席（6月）
- 普及啓発
 - ・地方分権推進キャラバンの開催（11月1回、1月4回、2月3回）
 - ・大学等への出前講座による普及啓発（6月、11月2回、12月2回、2月）

○ 道州制

- 国への要望活動等
 - ・県による国への要望（6月）
 - ・全国知事会による国への要望（7月）
 - ・全国知事会による自民党道州制推進本部への申し入れ（7月）
 - ・全国知事会道州制特別委員会への出席（5月、6月、7月2回、8月、1月、3月）
- 普及啓発
 - ・大学等への出前講座による普及啓発（6月、11月2回、12月2回、2月）
 - ・県政だより「か・だ・ろ」を活用した普及啓発（6月）
 - ・道州制県民フォーラムの開催（2月）

(4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ

一連番号 44

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

1 計画の概要

地域間格差を是正し、地方も都市とともに発展するためには、地域の実情に応じて、異なった法人税率の適用、資金調達の円滑化、高速道路の低料金化による物流コストの低減などにより、地方への投資インセンティブを飛躍的に高め、企業立地の促進や雇用の拡大を図ることが必要であり、こうした制度の構築を国等に強く働きかけます。

2 具体的な取組結果

○ 国への要望活動等

企業立地の促進等を図るための法人税の軽減税率の適用等や、中小企業の資金調達の円滑化を図るための信用補完制度における保険料率の引き下げ、企業立地を促進させるための高速道路料金の低料金化等、抜本的な制度改革を国に求めました。

□国への働きかけ（6月）

・平成21年度国の施策・予算に関する提案・要望「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進について」を関係省庁に提案。

□北海道・北東北知事サミットへの出席（8月）

・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」について、各道県知事と意見交換を実施。

□北海道東北地方知事会議への出席（11月）

・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」について、各道県知事と意見交換を実施。

□政府主催全国都道府県知事会議への出席（11月）

・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」を、内閣総理大臣に要請。

□秋田県自治体代表者会議の開催（12月）

・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」について、県内地方6団体の緊急アピールを採択し、関係省庁に要望活動を実施。

2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大

(1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進

		一連番号	45
所管部課	生活環境文化部 地域活動支援室 (21年度～ 県民文化政策課)	TEL	1519

1 計画の概要

企業、NPO等及び市町村等が相互理解を図り、協働して社会貢献活動を行うためのきっかけづくりの場となる「企業との協働連携推進プラザ」を遊学舎に設置するなど、様々な主体による協働が活発化するための環境を整備します。

2 具体的な取組結果

○ 社会貢献活動を行う企業訪問調査の実施（通年）

県内各地で社会貢献活動を実際に行っている企業を訪問し、活動内容、NPOとの協働等について調査を行い、企業との協働連携推進プラザの設置運営に生かしました。
(県北9件 中央9件 県南33件)

○ CSR（企業の社会的責任）セミナーの実施

社会貢献活動を行っている企業の代表を講師に、県内企業の代表を対象にしたCSRセミナーを実施しNPOとの協働連携の機運を高めました。(10/25実施 38名参加)

○ 企業とNPOとのワークショップの実施

県北・県央・県南地区で、企業とNPOが特定のテーマについてワークショップを行い、具体的な協働連携の可能性を探るとともにプラザの効果的な利活用について検討を行いました。
(中央：12/6実施、37名(NPO21名、企業14名、行政2名)参加 県南：1/20実施、32名(NPO11名、企業11名、行政10名)参加 県北2/10実施、18名(NPO11名、企業6名、行政1名)参加)

○ 企業との協働連携推進プラザの設置運営

様々な協働連携のニーズを有する企業やNPOの情報を遊学舎等に掲示するとともに、市民活動情報ネットのメールマガジン等を活用し広く情報提供するほか、企業からの相談窓口を設置しました。

○ 市町村職員研修会の実施

身近な行政主体である市町村とNPO等との協働推進や地域づくり活動を推進するため、「秋田県協働推進ガイド」を活用した研修や、実践例の紹介、情報交換等を行うための市町村研修を県内3カ所で開催しました。(県南 11/6 県北11/7 中央 11/19)

○ 県民情報提供事業の実施（通年）

協働の取組事例やガイドの概要・活用の仕方等を紹介する協働推進情報誌を県内3地区で年5回発行しました。
「NPOの基礎知識」を作成し、ホームページに掲載しました。(平成20年12月)

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■NPOと企業・市町村との協働をテーマとしたワークショップの数	目標	0	1	4	4
	実績	(19年度)	4	—	—
	達成率		400.0%	—	—

(2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり

一連番号 46

所管部課	生活環境文化部 地域活動支援室 知事公室 総合防災課	TEL	1 5 1 9 4 5 6 5
------	-------------------------------	-----	--------------------

1 計画の概要

県民との協働を全庁的に一層推進するため、「協働による地域づくり活動に関する宣言書（協働のための指針）」を踏まえた「協働の推進ガイド」を策定します。

庁内会議等や情報活用支援システム（掲示板）の活用により、消防団活動のPRに努め、職員の入団促進に取り組みます。職員が消防団活動に参加しやすい制度の導入に向けた市町村の取り組みを促進します。

2 具体的な取組結果

- **秋田県協働推進ガイドの策定と運用（通年）**
協働推進の基本ルールや庁内の進行管理の仕組み等を定めた庁内向け「秋田県協働推進ガイド」を平成19年度までに策定し、運用を図りました。
- **協働推進連絡会議の開催**
様々な分野での協働の更なる推進に向け、7月18日に庁内に協働推進連絡会議を設置し、全庁的な体制で進行管理を行いました。
- **研修等による職員の意識啓発**
協働推進ガイドや実践事例等を活用し、県職員及び市町村職員を対象とした研修を行いました。
(県職員研修(2回): 8/28、10/17 市町村職員研修(3回): 11/6、11/7、11/19)
- **情報の提供（随時）**
協働の取組事例や協働推進ガイドの概要・活用の仕方等に関する情報について、年5回市民活動情報誌及び市民活動情報ネットを通じて広く提供しました。
- **職員の消防団入団促進の取り組み**
全国的な運動として展開している「消防団入団促進キャンペーン」の実施に合わせ、情報活用支援システム（掲示板）を活用して、消防団の役割、活動内容及び現状等について職員へ周知を図るとともに、消防団への入団を呼びかけました。(平成21年1月)
- **市町村への取り組み**
特定の活動や役割に限定して参加する新たな消防団制度（機能別団員・分団）の市町村での導入状況等について、その実態の調査・把握を行いました。(平成20年9月)
調査結果を踏まえ、未導入市町村において積極的な取り組みが促進されるよう、市町村訪問や各種会議等の機会をとらえ、情報提供及び要請を行いました。(平成20年11月～平成21年3月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県とNPO等の協働増加件数	件	目 標	10	10	10
		実 績	76	11	—
		達成率	(19年度)	110.0%	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■市町村における機能別分団・団員の制度導入（職員が消防団に参加しやすい仕組みの整備）	市町村	目 標	2	7	15	25
		実 績	(19年度)	2	—	—
		達成率		28.6%	—	—

(3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備

一連番号 47

所管部課	生活環境文化部 地域活動支援室 (21年度～ 県民文化政策課)	TEL	1519
------	------------------------------------	-----	------

1 計画の概要

県民や企業など民間が主体となりNPO・ボランティア活動を継続的に支える仕組みとして、ファンド等の資金調達環境の整備を図ります。

2 具体的な取組結果

○ 設立準備委員会への参画（通年）

5月7日に設置されたファンド設立準備委員会へ参画し、NPO等と協議・検討を重ねながら、NPO活動を社会全体で支える「NPOサポートファンド」創設に向けた支援を行いました。
(12回開催)

1月27日にファンドの運営主体となる「特定非営利活動法人あきたスギッチファンド」の設立総会が開催されました。

3月30日に「特定非営利活動法人あきたスギッチファンド」が認証されました。

○ 先進事例等の情報収集及び提供

東北六県の取組み状況や先進事例などについて情報収集を実施しました。今後は、情報を整理し、活用していくこととしています。

○ 企業及び市町村への訪問

ファンド設立準備委員会での協議・検討の状況を踏まえながら、必要に応じて企業及び市町村を訪問し、NPOサポートファンドへの理解と協力を呼びかけることとしています。

(4) 県民全体で支える森づくりの推進

一連番号 48

所管部課 農林水産部 水と緑推進課
総務企画部 税務課

TEL 1750
1123

1 計画の概要

森林を健全に守り育て、将来に引き継いでいくため、本県の森林環境を保全し、県民全体で森づくりを支える仕組みとして「秋田県水と緑の森づくり税」を導入します。

また、それを財源として、針広混交林化など、森林環境を保全する取組や、森林ボランティア活動への支援など、県民参加の森づくり活動を推進する取組を実施します。

2 具体的な取組結果

○ 秋田県水と緑の森づくり税の導入

平成20年4月1日に秋田県水と緑の森づくり税条例を施行し、森づくり税の徴収を開始しました。

○ 針広混交林への誘導（通年実施）

八森町八森字真瀬沢地区ほか12地区で実施。計画面積240haに対し、222ha実施しました。

○ マツ林の健全化（通年実施）

秋田市浜田地区ほか7地区で実施。ha当たりの被害材積が見込よりも多かったため、計画158haに対し、150ha実施しました。

○ 広葉樹林の保全と再生（通年実施）

里山林保全事業については、調査8箇所、整備2箇所の計画に対し、調査は藤里町粕毛字清水岱地区など6箇所実施しました。なお、整備予定だった横手市大森町上溝地区など2箇所は平成21年8月まで実施する予定です。

また、広葉樹林再生事業については、計画通り鹿角市八幡平切留平地区の1箇所で実施しました。

○ 県民参加の森づくり活動の推進（通年実施）

森林環境教育推進事業については、計画10件を上回る15件を実施しました。

また、森林ボランティア活動支援事業については、計画10件に対し、ほぼ計画通りの9件を実施しました。

森づくり県民提案事業については、計画10件を大幅に上回る28件を実施しました。

このほか、県民参加の森づくりを推進するための各種事業についても、概ね計画通り実施しました。

○ 県民参加による森づくりへの理解促進（通年実施）

森づくりフォーラムを平成20年11月に開催したほか、普及啓発用のぼり旗の製作、広報紙への掲載などにより、県民参加による森づくりへの理解促進を図りました。

(5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実

一連番号 49

所管部課 健康福祉部 子育て支援課
教育庁 総務課

TEL 1342
5112

1 計画の概要

育児の社会化に向けた普及啓発を推進し、企業における仕事と育児の両立支援の取組と企業等による子育て家庭等への優待サービスの実施を促進するとともに、子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入について検討します。

県勢発展の原動力は「人」そのものであり、人口が減少する社会にあつて、ますます「人」の重要性が増していきます。その「人づくり」の土台であり、中核でもある「子育て支援」と「教育の充実」について、県民総ぐるみで様々な取組を行い、子育て・教育環境が一層優れた県を目指します。

2 具体的な取組結果

【育児の社会化に向けた普及啓発の推進】

- 「すこやか子育て応援団 2008」の開催（8月）
 - ・ABS等との共同事業
- 「子育て応援フォーラム」の開催（8月）
 - ・ネットワークに関する講演会、地域子育て支援団体（3団体）及び企業（3社）の表彰
- 子ども・子育て支援推進地区協議会（県内8地区）における啓発事業の実施
 - ・鹿角地区（11月（2回））
 - ・北秋田地区（8月、2月）
 - ・山本地区（12月）
 - ・秋田地区（12月、1月、2月（2回））
 - ・由利地区（8月、1月）
 - ・仙北地区（11月）
 - ・平鹿地区（11月）
 - ・雄勝地区（2月）

【企業における仕事と育児の両立支援の取組促進】

- 企業経営アドバイザーの派遣（通年）
- 子ども・子育て支援に積極的な企業（3社）の表彰（8月）

【企業等による子育て家庭等への優待サービスの実施促進】

- 経済5団体、市町村、子育て支援団体等との意見交換の実施（4月～2月）
- 各種事業者団体への事業内容の説明及び協力依頼（10月～3月）

【子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入】

- ネットワーク構築に向けた研修会（県北、中央、県南）の実施（12月）

【「教育立県あきた」を目指す取組の推進】

- 少人数学習の推進
小1・小2・中1での少人数学級及び他学年での少人数授業により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を行いました。
- 高校生パワーアップ事業の実施
様々な事業を組み合わせ、高校生と教員のパワーアップを図りました。
 - ・外部講師等活用事業（予備校講師による夏季冬季合宿セミナー等を実施）
 - ◇土曜講座・・・14日間の実施（8月～2月）、参加生徒数：1・2年生204名
 - ◇夏季・冬季合宿セミナー・・・夏季、冬季各3日間の実施（8月、12月）
参加生徒数：1年生166名、2年生122名

- ◇数学科教員集中研修・・・計3回・4日間実施（7月、10月）
参加者：数学科教員50名
- ・理数教員の重点配置（本県高校生の弱点克服）・・・20名を配置
- ・キャリアアドバイザー等活用事業（進路決定のためのキャリア教育充実）
◇キャリアアドバイザーの配置・・・県内17校、総務課内1
- ◇キャリアアドバイザー等研修会・・・10月実施、参加者数 45名
- ・高校生国内・国外派遣交流事業（国内外の高校で武者修行）
◇京都市立堀川高校、韓国ソウル高校、釜山科学英才アカデミー、富山県立富山中部高校の各校に計生徒60名、教員17名を派遣
- ・ものづくり教育支援事業（地域企業とのネットワーク形成等）
◇地域企業等との協議会（各工業高校等で開催）、ものづくりコンテスト、横手ものづくり講座、テクニカルティーチャー・スペシャル授業を実施
- 秋田発・子ども双方向交流プロジェクトの開始
子どもたちの豊かな人間性と社会性を育み、秋田の魅力や地域力の再発見を通じた元気な地域づくりを進めるため、都市部と農村部など多様な地域との双方向の体験交流を行いました。
 - ・首都圏の小学校と本県の小学校の双方向交流事業を3組実施（7月～1月）
美郷町立千屋小学校 ⇔ 港区立御田小学校
仙北市立西明寺小学校 ⇔ 文京区立本郷小学校
鹿角市立大湯小学校・草木小学校・平元小学校 ⇔ 葛飾区立よつぎ小学校
参加児童数 237人
 - ・本県の小中学校の都市体験事業を3校実施（11月～3月）
湯沢市立三関小学校、能代市立能代南中学校、由利本荘市立由利中学校
参加児童生徒数 180人

【県民総ぐるみで教育を支える運動の展開】

- 放課後子ども教室推進事業の拡充（小学校区単位）
放課後や週末に児童の安全・安心な居場所を設置し、地域住民の支援による体験活動や学習活動の充実を図りました。
①9124学区（137教室）→②0127学区（139教室）
- 学校支援地域本部事業の推進（市町村単位）
学校と地域を結ぶ地域コーディネーターを配置し、地域住民による学校支援活動を行う取組（学校支援地域本部）を進め、地域全体で学校を支援する仕組みづくりを行いました。初年度である20年度は20市町村（28地区）で実施しました。
- 「あきた教育の日」の制定
県民一人一人が教育に関心を持ち、社会全体で教育の充実を支えるという認識を共有し、「教育立県あきた」を目指していくため、11月1日を「あきた教育の日」に制定しました。10月から11月にかけて、教育関係機関、学校、民間団体、地域住民等の参加により、記念フォーラムや「みんなの登校日」、各種イベントを集中開催しました。
 - ・開催イベント数約500件、参加者延べ人数 約24万人

【学校の地域貢献の拡充】

- 高校生ボランティア活動推進事業の充実
教育活動の一環としてボランティア活動を推進し、若い力で地域の活性化に寄与しました。
 - ・公立高校39校で実施（実施時期：4月～2月）、参加者数 5,103名

(6) アウトソーシングの拡大

一連番号 50

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

事務事業の一層のアウトソーシングを推進するため、民間からの提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する協働化テストを実施するとともに、県直営で運営している公の施設については、指定管理者制度の適用の是非を検討し、制度になじむ施設については速やかに移行します。

2 具体的な取組結果

○ 事務事業の再点検（スプリングレビュー）による民間委託の推進

県の事務事業の再点検により、民間委託が可能な事務事業の対象の拡充に取り組み、アウトソーシングを検討する事務事業のリストを更新し、これを県のホームページで公開しました。

○ 協働化テストの実施

- ・他県の先行事例等を調査し、協働化テストのあり方について検討しました。（10月～12月）
- ・アウトソーシングを検討する事務事業で課題を抱えるものや、民間等から提案を受けたい事務事業等を選定し、協働化テストの実施に向けて準備しました。（2月～3月）
（県を選定した事務事業以外についても民間等から創意工夫ある提案を募る秋田県独自の協働化テストを、平成21年度から実施）

○ 指定管理者制度への移行

- ・児童会館（19年4月子ども博物館を併合）、農業研修センター（生態系公園）については、20年4月から指定管理者制度に移行しました。
- ・次の施設については、20年度内に選定手続きが完了しており、21年4月から指定管理者制度に移行します。

・中央男女共同参画センター ・環境と文化のむら ・十和田湖公共下水道
 ・北部流域下水道 ・中央流域下水道 ・南部流域下水道

- ・次の施設については、制度導入の是非を検討していますが、具体化には至っていません。

・農業科学館 ・少年自然の家（大館、岩城、保呂羽山） など

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■新規アウトソーシング業務数	件	目標	32	25	25	
		実績	(19年度)	16	—	—
		達成率		64.0%	—	—

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■新規指定管理者移行施設数	箇所	目標	2	2	4	
		実績	(19年度)	2	—	—
		達成率		100.0%	—	—

3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用

(1) 公共施設の有効活用の推進

		一連番号	51
所管部課	総務企画部 総合政策課 知事公室 総務課 健康福祉部 子育て支援課	TEL	1214 1054 1343

1 計画の概要

構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、説明会を開くなど市町村や県民へ周知を行い、制度の活用を促します。

公共施設別に利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。

子どもを連れて親たちが気軽に集い、交流できる場の充実を図るため、県有施設への親子が利用できるスペースや施設等の設置を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 本来の使用目的以外の利用の推進

構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、説明会を開くなど市町村や県民へ周知を行い、制度の活用を促しました。

- ・県庁出前講座による特区・地域再生制度の説明

開催日：平成20年4月23日（水）

会場：八郎潟町農村環境改善センター 多目的ホール

対象：八郎潟町職員、各町内会長ほか

- ・もみじキャラバン・地域活性化応援隊派遣相談会in秋田（内閣府との共同開催）

開催日：平成20年10月27日（月）

会場：ルポールみずほ

対象：県内各市町村担当者ほか

○ 公共施設の利用者数等の目標及びサービス改善の取組の公表

公共施設の20年度の利用者数等の目標を設定し、19年度実績及びサービス改善のための具体的な取り組みと併せて公表しました。（5月）

○ 親子が利用できるスペースや設備等の設置

新たに13の県有施設について、親子連れで安心して利用できる絵本やおもちゃを備えた幼児コーナーを設置しました。（4月～5月）

※新たに幼児コーナーを設置した県有施設（13施設）

- ・消防学校防災センター
- ・社会福祉会館
- ・点字図書館
- ・農業研修センター
- ・森林学習交流館
- ・秋田ふるさと村
- ・男鹿水族館
- ・大館少年自然の家
- ・岩城少年自然の家
- ・農業科学館
- ・秋田県自然体験センター
- ・県立体育館
- ・県立総合プール

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
■親子が利用できるスペースや設備等の設置数の累計 （対象施設数28箇所）	目 標	15	28	—	—
	実 績	（19年度）	28	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(2) 自治研修所の有効活用

一連番号 52

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 計画の概要

自治研修所の研修室及び宿泊施設の有効活用の観点から、当初の設置目的にとらわれず、民間企業や団体の研修等での利用を促進するとともに利用方法等の周知策を講じます。

また、自治研修所実施の研修を県・市町村職員以外にも受講対象を広げるなど、自治研修所研修のあり方も含め幅広く検討を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 県内各種団体の調査

県内各種団体に自治研修所利用について107の県内団体へ意向調査を行ったところ、8団体が利用を検討するとの回答が得られました。(7月)

○ 利用規程の整備

研修室、宿泊室の外部利用を想定した規程の整備については、団体の意向調査結果、今後の利用需要を勘案し検討しました。(7月)

○ 民間研修として県内大学、商工団体が利用しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■研修の開催回数 (うち民間研修)	回	目 標	125 (0)	130 (2)	140 (6)
		実 績	(18年度)	149 (2)	— —
		達成率		114.6% (100.0%)	— —

(3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討

一連番号 53

所管部課	総務企画部 人事課	TEL	1046
	学術国際部 学術国際政策課		1224
	出納局 公共建築物活用室		2734
	教育庁 総務課施設整備室		5117
	知事公舎 秘書課		1032

1 計画の概要

職員公舎については、その利用実態等を踏まえ、現行の公舎整備計画を凍結し、今後も職員の入居が見込まれない空き公舎については、他の利用による有効活用を促進します。併せて家賃についても見直しを検討します。

教育庁公舎については、老朽化の進行と住環境ニーズの変化により、入居率が低い状態となっている木造一戸建ての公舎を解体・所管換えし、現有（19年度）の半数程度（約60棟）を処分するとともに、知事部局管理公舎と教育委員会管理公舎の相互利用を可能とするなど、財産活用のロスを解消します。

知事公舎について、存廃を含め、あり方を検討します。

2 具体的な取組結果

○ 知事部局職員公舎の有効活用

- ・公舎の入居基準を見直し、空き公舎への入居促進を図りました。（4月～）
 - ◇ 独身職員の世帯用公舎への入居（22件）
 - ◇ 他任命権者（教育・警察）職員の知事部局公舎への入居（1件）
 - ◇ 県立大学の教授用公舎の入居対象者を准教授や一般職員にも拡大（19年10月実施済）
- ・老朽公舎を用途廃止して、他用途での活用や売却処分を促進しました。
 - ◇ 県立大学大潟村公舎を大潟村に売却（20年2月実施済）
- ・家賃の見直しについて、公舎周辺地域における民間賃貸住宅の実態調査を実施しました。（6月～10月）

○ 公舎整備計画の見直し

現行の公舎整備計画で凍結されている、新たな公舎の建設計画について見直しました。（21年3月）

○ 教職員公舎の有効活用

- ・老朽化した木造一戸建教職員公舎を解体・処分しました。
 - ◇ 解体処分 6棟（6月～1月）
 - ◇ 出納局会計管財課への所管換え 11棟（4月～10月）
- ・空き公舎の入居促進を図りました。
 - ◇ 知事部局職員も利用可能な公舎の空き情報を職員情報検索システムに掲載（5月～6月）

○ 知事公舎のあり方の見直し

全国の知事公舎の状況等について調査しました。

- ◇ 所有状況：公邸のみ所有2団体、私邸のみ所有2団体、両方とも所有31団体、未所有12団体
- ◇ 入居状況：私邸所有33団体のうち、入居29団体、入居なし4団体
（いずれも平成20年12月現在）

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
			■空き公舎戸数	戸	150 (19年度)
			99	—	—
			48.6%	—	—

4 県民視点、県民満足度向上の徹底

(1) 徹底した情報公開の推進

一連番号	54
所管部課	知事公室 情報公開センター
TEL	1078

1 計画の概要

県民や企業等が、必要な情報をいつでもどこでも分かりやすく入手できる環境を整備するため、県の保有する行政資料をインターネットから検索できる新文書管理システムを導入し、情報公開を徹底します。

2 具体的な取組結果

○ 制度に関する検討及び関係部所との調整

- 県北、中央及び県南地区で行政資料の管理や新文書管理システムの目的などについて調整しました。
 - 北秋田地域振興局 7月18日、参加者21人（文書主任ほか）
 - 第二庁舎8階会議室 7月14日、参加者85人（文書主任ほか）
 - 平鹿地域振興局 7月17日、参加者20人（文書主任ほか）
- 教育庁、議会事務局、各委員会及び公文書館との調整
 - 教育庁及び公文書館は、5月21日に今後の方針などについての調整会議を実施しました。
 - 議会事務局及び各委員会は、7月1日に実施しました。
- 文書の永年保存の取扱いに関しては、文書主任会議やWebで意見徴収をしているほか、行政文書管理要綱でその前段となる文書の保存に関して記述し、システム開発に目処がついた段階で保存期間に関して文書管理規則の改正を実施することとしました。

○ 文書及び行政資料管理システムに関する検討及び調整

- 現在システムの特定端末での文書管理入力については、文書主任など大多数の者が不便であるとの意見であったことから、職員一人一台パソコンを使用できるように結論を出しました。
- 文書の発送に電子化をさらに取り入れる必要から、文書のメール送達を検討していましたが、情報企画課との調整から、メール本体は重複を避け、現在のグループウェアを使用することとしました。ただし、発送先が多数に渡る場合の操作に問題が多いことから、メーリングなどの機能を文書システム側で対応することとしました。
- 文書簿冊の適正管理にバーコードを取り入れる方法については、いわゆる棚卸的に管理、配架簿冊の照合、公文書館引渡簿冊の箱詰めなどに使用することとしました。

3 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■行政資料登録数	件	目標	0	0	30,000	
		実績	(19年度)	0	—	—
		達成率		—	—	—

(2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進

一連番号 55

所管部課 知事公室 情報公開センター

TEL 1071

1 計画の概要

秋田の競争力強化を図るため、「県政」の広報からトータルな「秋田」の広報へ転換し、県内外に、これが「秋田県」だとすぐに理解されるイメージコンセプトを確立します。

また、県民一人ひとりが地域や全国、世界へと秋田の元気を発信するため、キャッチコピーやイメージマークを募集・作成するとともに、「県民レポーター」を設置し、広報紙への寄稿など県民参加型広報を推進します。

さらに、チラシやパンフレット、イベントや財源などの広報資源を集約化し、効率的な広報を実施するとともに、研修等による職員のレベルアップを図り、効果的な広報・広聴を行います。

2 具体的な取組結果

○ 秋田のイメージコンセプト確立

秋田の魅力を県内外にアピールし、元気な秋田づくりのためのキャッチコピー（秋田で元気に！）とマークを募集・作成しました。（2月）

○ 参加型広報の推進

県民レポーター10名を募集し、レポーターを活用した広報を実施しました。（4月～3月）

「秋田の応援団会員」により秋田の元気情報の受発信を行いました。（4月～3月）

県外の秋田県出身者及び秋田に縁のある方々を登録した、秋田の応援団人材データベースを構築し、ホームページで公開しました。（3月）

○ ホームページの充実

ホームページに既存の英語に加え、中国語、韓国語、ロシア語表記を追加し、外国語ページを拡充しました。（3月）

県職員ブログを設置し、話題性のあるタイムリーな情報を提供しました。（10月～3月）

○ 広報資源の集約化

各課が全戸に配布したい情報を、「県政だより か・だ・ろakita」に集約化し、効率的な広報を実施しました。（5月～3月）

○ 研修会等の開催

職員自らが情報発信する県職員ブログ「秋田で元気に！」を設置し、職員の広報力強化を図りました。（10月～3月）

効果的な広報・広聴を推進するため、職員のスキルアップ研修を2回開催しました。（6月、3月）

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県の広報活動を評価する県民の割合 (県民意識調査による)	目 標	64	66	68	70
	実 績	(19年度)	60	—	—
	達成率		90.9%	—	—

(3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築

一連番号 56

所管部課	知事公室 総務課	TEL	1054
	生活環境文化部 男女共同参画課		1555

1 計画の概要

役割の低下・終了した審議会等の整理・統合を実施するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。また、それ以外の審議会等についても、委員数の適正化を図るとともに、委員の共同公募の一層の拡大を図ります。

県民の意見を聞く機会を多くするため、委員の公募を一層拡大するとともに、引き続き女性委員の登用を進めます。

要綱等により設置される審議会の公募委員に対して支払われる謝金について見直します。

パブリックコメント（県民意見提出手続）の対象とすべき規則や審査基準、処分基準、行政指導指針の範囲を整理するとともに、対象拡大によって予想される課題等について庁内で検討を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 審議会等の統廃合等

・「審議会等の状況調査」の実施

平成20年4月11日、審議会の運営状況に関する調査を照会。5月1日現在の審議会の運営状況を把握しました。

・「平成20年度審議会調べ」のまとめ

平成20年6月20日、審議会等の状況調査についてまとめをしました。

審議会等の数171、委員数2117名、女性委員比率29.2%、公募導入割合40.9%。

・改選期を迎える審議会の共同公募

平成20年7月には平成20年度下期に改選時期を迎える10の審議会に公募（申し込み人数13名、採用者5名）を行いました。平成21年1月には、平成21年度上期に改選時期を迎える19審議会に公募（申し込み人数58名、採用者29名）を行いました。平成21年度上期の公募からは、学生を含めた若い世代からの登用を求めて、県内各大学にもパンフレットを設置しました。

・「審議会等の統廃合調べ」の実施

平成21年1月9日に、平成20年度に統廃合する審議会の調査を実施しました。

○ 女性委員の登用

・庁議を通じ、平成20年度改選を迎える審議会における女性委員比率の向上について、各部局の更なる取組みを依頼しました。（3月）

・各課の男女共同参画推進員及び男女共同参画統括推進員研修会において、審議会等への女性委員参画促進の必要性について説明し、取組みを依頼しました。（5月～7月）

・「がんばる女性応援事業」を実施し、審議会委員等政策・方針決定の場へ参画できる人材の発掘を進めるとともに、即戦力となる人材の育成を図りました。（6月～7月）

・女性人材リストを整備し、審議会等所管課に対して依頼に応じて情報提供をしました。（通年）

○ 謝金の見直し

平成20年4月4日に「審議会等の適正な管理・運営について」を通知し、公募委員の謝金の上限を5千円としました。

○ パブリックコメントの対象の拡大

・行政手続法の平成18年改正（意見提出手続の規定）の反映方法として、「秋田県県民意見提出手続に関する要綱」の改正に向けて検討しました。

・手続きの対象として、新たに規則、審査基準、処分基準、行政指導指針を要綱に明記することでその範囲を拡大し、このことに関する除外案件等について「秋田県県民意見提出手続に関する要綱」に係る解釈・運用を整理しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目 標	5	5
■ 審議会等の統廃合数	件	(19年度)	5	—	—
		達成率	100.0%	—	—

(4) 適正な公共調達を行うための取組

一連番号 57

所管部課	建設交通部 建設管理課	TEL	2 4 2 6
	建設交通部 技術管理室		2 4 1 8
	出納局 総務事務センター		1 0 6 0

1 計画の概要

全ての工事に条件付き一般競争入札を導入（指名競争入札の原則禁止）するとともに、過度な低入札受注の排除・防止に向けてダンピング対策を強化します。また、工程・金額に応じた応札可能業者数のあり方を検討します。

総合評価落札方式や施工能力重視型入札等の多様な入札・契約方法を活用するとともに、適用工事の拡大を図ります。

土木関係建設コンサルタント業務委託について、条件付き一般競争入札の導入を進めます。また、その他の建設コンサルタントについても施行を拡大し、導入を検討します。

250万円を超える印刷物の発注について、地域や印刷設備等の入札参加資格要件を付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 全ての工事への一般競争入札の導入等

- 平成20年4月より条件付き一般競争入札を全面的に導入し、指名競争入札を原則として廃止しました。
- 過当競争の激化による経営環境の悪化を抑止するため、平成20年10月より最低制限価格の引上げ等の低入札対策を行いました。
- 厳しい経営環境にある建設業の現状を考慮し、現行の地域振興局を基本とした枠組みを当面は継続することとしました。

○ 多様な入札・契約方法の活用

- 総合評価落札方式の適用工事の拡大を実施しました。（4月から）
- 施工能力重視型入札について、3件実施しました。

○ 土木関係コンサルタント業務委託の一般競争入札の試行

- 土木関係建設コンサルタント業務（予定価格が3百万円以上）及び建築関係建設コンサルタント業務（予定価格が5百万円以上）において条件付き一般競争入札を試行しました。（4月～）
- 全ての測量、地質調査、補償コンサルタント及び環境調査業務において条件付き一般競争入札を試行しました。（10月～）

○ 印刷物に係る一般競争入札の導入

平成20年4月から、250万円を超える印刷物の発注に係る入札方法を、これまでの指名競争入札から条件付き一般競争入札に変更しました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■総合評価落札方式適用工事割合 (適用工事件数/4,000万円以上の工事件数×100)	%	目 標	19.7	30	40	50
		実 績	(18年度)	29.3	—	—
		達成率		97.7%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■施工能力重視型入札実施件数	件	目 標	2	5	7	10
		実 績	(18年度)	3	—	—
		達成率		60.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■建設コンサルタント業務の条件付き一般競争入札の実施割合	%	目 標	0	20	50	100
		実 績	(18年度)	29.6	—	—
		達成率		148.0%	—	—

(5) 内部通報制度の充実

一連番号 58

所管部課 知事公室 総務課
教育庁 総務課
警察本部 監察課

TEL 1054
5115
2938

1 計画の概要

職員の非違行為を防止するため、これまで設置していた公益通報の内部受付窓口に加え、新たに弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置します。

2 具体的な取組結果

○ 外部窓口の設置

内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、外部窓口を設置しました。(19年11月設置)

(6) 職員の営利企業への再就職の制限

一連番号 59

所管部課 知事公室 総務課
総務企画部 人事課

TEL 1054
1043

1 計画の概要

適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員等からの働きかけを防止する措置を講じます。

2 具体的な取組結果

○ 営利企業への再就職の自粛

本庁課長級以上の職にある職員について、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するよう求めました。(4月～)

○ 営利企業へ再就職した者の営業活動等の制限

退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員であった者については、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するよう求めました。(4月～)

○ 誓約書の提出

退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職しようとする職員(職員であった者を含む。)は、その再就職のつど、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛する旨の誓約書を県に提出するよう要請しました。(4月～)

○ 職務に対する働きかけについての取扱要綱の策定

退職した県職員等からの不当な働きかけを抑止するため、公共事業の契約・発注関係等について不当な働きかけを受けた場合の手続きを定め、周知を図りました。(11月～)

5 第三セクターの徹底的な見直し

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号 60

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

「第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年～19年）」による取組の実績を踏まえ、新たに「第3次第三セクター整理合理化指針」を策定します。

経営改善等の取組が必要な法人を選定し、「第3次第三セクター整理合理化指針」に基づいて具体的な改善目標を掲げ、改善の取組を着実に推進します。

2 具体的な取組結果

○ 第3次第三セクター整理合理化指針の策定

第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年12月策定）の取組実績を踏まえて取組目標を再点検するとともに、新たに8法人を加え、所管課及び第三セクターと協議・調整の上、第3次整理合理化指針を策定しました。

- ・ 5月 第2次第三セクター整理合理化指針の取組実績のヒアリング
- ・ 6月～ 第3次第三セクター整理合理化指針策定に向けた協議・調整
（8月 経営評価ヒアリング）
（9月 経営評価の公表）
- ・ 11月 第3次第三セクター整理合理化指針の策定

○ 目標達成への取り組み

経営計画の策定や収支改善等の目標を達成するため、所管課を通じた指導等の取組を進めました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■ 第3次第三セクター整理合理化指針目標達成累計法人数	目 標	—	7	12	23
	実 績	(19年度)	5	—	—
	達成率		71.4	—	—

(2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進

一連番号 61

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

第三セクターの法人個々の経営状況を踏まえ、経営評価・指導を集中的に行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。

職員の採用については、透明性・公平性の確保のため、引き続き共同採用試験を実施します。

また、職員の資質向上や法人の活性化を図るため、引き続き第三セクター間や県との積極的な人事交流を進めます。

県退職者を含む県の人的関与は、第三セクターの自主性・機動性を損なわないよう必要最小限にとどめます。県関係者による常勤役員への就任に当たっては、氏名を公表し透明性に配慮するとともに、その経営責任を明確にします。

2 具体的な取組結果

○ 経営評価・指導の実施

公認会計士による経営評価を実施するとともに、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表により第三セクターの経営状況・経営評価を公開し、一層の経営合理化・効率化を進めました。

- ・ 8月 公認会計士によるヒアリング
- ・ 9月 秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表の公表

○ 共同採用試験の実施

第三セクターの職員の透明性・公正性確保のため、共同採用試験を実施しました。
(7月、10月、12月、1月)

○ 人事交流の推進

所管課及び第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するよう指導するとともに、交流調整法人が21年度の人事交流計画を作成しました。

- ・ 4月～ 所管課及び第三セクターに対する人事交流促進の指導
- ・ 11月 各部局からの翌年度の人事交流計画の報告
- ・ 21年3月 交流調整法人による人事交流計画の作成

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■人事交流実施法人数(派遣法人・受入法人の計)	法人	目 標	10	12	14	
		実 績	(19年度)	12	—	—
		達成率		120.0%	—	—

(3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し

一連番号 62

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 計画の概要

第三セクターの経営状況や改善に向けた取組状況を、より客観的に評価し、法人自らが改善へ向けた取組を促進させることができるよう、新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定を行います。

新たに、「顧客満足度調査」の結果を受けて実施する取組の状況を公表し、県民ニーズに即したサービスの向上を進めます。

2 具体的な取組結果

○ 新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定・公表

第三セクターの経営状況等を的確に把握し、法人自らが経営改善へ向けた取組を促進するため、現在、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表で設定している「経営改善指標・事業成果指標」の見直しを行い、より適切な指標を設定し、実績とともに公表しました。(4月～9月)

○ 顧客満足度調査を反映した取組の公表

顧客満足度調査の結果を受けて各第三セクターが実施するサービス改善のための取組状況を、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表に掲載し、公表しました。(9月)

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■顧客満足度調査を反映した取組を公表し、実施した法人の割合	%	目 標	100	100	100
		実 績	100	—	—
		達成率	100.0%	—	—